

令和元年 網走市議会
総務経済委員会会議録
令和元年6月20日（木曜日）

○日時 令和元年6月20日 午前10時06分開会

○場所 委員会室

○議件

1. 議案第1号 平成31年度網走市一般会計補正予算中、所管分
2. 議案第3号 平成31年度網走市水道事業会計補正予算
3. 議案第4号 網走市税条例等の一部を改正する条例制定について
4. 議案第7号 財産の取得について
5. 議案第8号 財産の取得について
6. 議案第9号 財産の取得について
7. 議案第11号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
8. 報告第1号 網走市税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について
9. 請願第1号 ことし10月からの消費税増税の中止を求める請願
10. 請願第2号 2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書提出についての請願
11. 請願第3号 2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願
12. 請願第4号 J R 北海道の路線維持見直し策（石北本線及び釧網線）の運行継続についての請願
13. 陳情第1号 性的少数者（L G B T s）へ憲法13条に基づいて最大の尊重を網走市に求める陳情（網走市に対する陳情）
14. 陳情第2号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情
15. 陳情第3号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、

民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情

16. 陳情第4号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情
17. 陳情第5号 国連各委員会の「沖縄県民を先住民族と認めて保護すべき」との勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情
18. 作況調査について
19. 行政視察について

○出席委員（8名）

委員長	立崎 聡 一
副委員長	松浦 敏 司
委員	石垣 直 樹
	小田部 照
	川原田 英 世
	栗田 政 男
	澤谷 淳 子
	山田 庫司郎

○欠席委員（0名）

○委員外議員（1名）

議長	井戸 達 也
----	--------

○傍聴議員（5名）

金 兵 智 則
永 本 浩 子
平 賀 貴 幸
古 田 純 也
村 椿 敏 章

○説明者

副市長	川田 昌 弘
企画総務部長	岩 永 雅 浩
農林水産部長	川 合 正 人
観光商工部長	後 藤 利 博
建設港湾部長	佐々木 浩 司
水道部長	脇 本 美 三
観光商工部次長	田 口 徹

企画調整課長	北村幸彦
総務防災課長	伊倉直樹
総務防災課参事	石井公晶
財政課長	古田孝仁
税務課長	高橋勉
農林課長	佐藤岳郎
観光課長	大西広幸
観光商工部参事	高井秀利
都市管理課長	柏木弦
都市管理課参事	渋谷一志
営業経営課長	野呂俊広
営業経営課参事	佐々木修司
上水道課長	吉田憲弘
下水道課長	中村昭彦

○事務局職員

事務局次長	細川英司
総務議事係	早渕由樹

午前10時06分開会

○立崎聡一委員長 おはようございます。

ただいまから総務経済委員会を開会いたします。

本日の委員会ですが、先ほど付託されました議案7件、報告1件、請願4件、陳情5件の合計17件について審査いたします。

審査の進行につきましては、最初に「企画総務部・農林水産部」関係の議案を審査し、理事者入れかえ後、「観光商工部」の議案を審査します。

その後、理事者入れかえを行い、「建設港湾部・水道部」の議案を審査いたします。

再度、理事者を入れかえ、当委員会に付託されています請願・陳情の審査を行います。

その後、理事者退出していただき、行政視察についてと作況調査について協議いたします。

それでは、まず、議案第1号中、財政課所管分の説明を求めます。

○古田孝仁財政課長 それでは議案資料の4ページをごらん願います。

平成31年度一般会計一般管理費、庁用車両整備費の補正予算について御説明申し上げます。

1の補正の理由及び内容でございますが、北海道市町村振興協会の設立40周年を記念した新たな交付金を活用して、多人数乗車型の車両など、庁内の各部署で使用する車両を導入するものでございます。

2の補正額でございますが、歳出予算のとおり

500万円を追加しようとするものでございます。

財源につきましては、歳入予算に記載のとおり雑入として北海道市町村振興協会交付金が449万3,000円、残りの50万7,000円が一般財源となります。

続きまして、5ページをごらん願います。

平成31年度一般会計財政調整基金費、財政調整基金積立金の補正予算について御説明申し上げます。

1の補正の理由及び内容でございますが、今年度受領いたしました庁舎建設に対する寄附金を庁舎建設整備基金に積み立てしようとするものでございます。

補正額でございますが、歳出予算記載のとおり1,000万円を積み立てようとするものでございます。

財源につきましては、歳入予算に記載のとおり寄附金が1,000万円でございます。

財政課は以上です。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○山田庫司郎委員 車両の関係でちょっとお聞きしたいんですが、市町村振興協会の40周年ということで大変ありがたい交付金だと思うんですが、この交付金というのは、市町村とか、自治体規模で交付金がある程度決まってるのか。

例えば、交付金も含めて主要用途っていうのも指定されているのかどうか含めて、まず、交付金の中身について教えていただきたいと思うのですが。

○古田孝仁財政課長 こちらの交付金につきましては、交付基準というのがございまして、まず、自治体の均等割という部分の4割、あと、人口に基づいて6割という配分の中で、網走市につきましては449万3,000円の交付枠ということで通知が来ております。

そして、交付対象につきましては、情報通信関係の整備ですとか、防災の備蓄関係、あと施設等の整備、車両の整備等ということで、主なものとして挙げられているところでございます。

その中で、当局としては多人数型の車両の導入というものを選んだということでございます。

○山田庫司郎委員 何でこんな半端がつくのかなと疑問もあったものですからお聞きをさせていただきましたが、中身についてはわかりました。

例題含めての使用の目的といいますか、用途ですね。

網走市は、多人数乗车型的の公用車を購入したい。

イメージとしては、ワゴン車みたいな感じなのか、僕らもちょっとわからないんですが、金額として結構な値段ですから。台数は1台なのか、何台なのかをお聞かせをいただきたい。

○古田孝仁財政課長 導入しようとする車両の大きさですが、10人乗りのワゴン車を想定しております。主な用途につきましては、庁内横断的に使用するということで、訪問団の受け入れですとか、あと何か災害時の人員を輸送する場合に輸送したりだとか、そういうことで多樣的に使おうと思っております。

○山田庫司郎委員 私も車両の値段って疎いもんですから、やっぱり500万ぐらいするんですね。

それと、議会の車ということでは今ありませんけれども、大きな車がありますが、あれも相当古くなってます。

それと、5、6人乗りの車はあるんですが、それとの間の車というのは非常に無くて、不便してたと僕も思いますから、そういう意味ではこういうお金を利用させていただいて購入するのはいいことかなと思います。

あとは、例えば、入札か何かかけると思いますが、執行残といいますか、予定価格との乖離があれば、それがきつと補助金は補助金で戻さなきゃなんのか、一般財源の中で調整つくのかどうか。

細かい話で申し訳ないですが。

○古田孝仁財政課長 入札を行う予定でございますが、差金等が生じた場合は今回500万ということで一般財源もつけさせていただいておりますので、そちらのほうで、今度は荷物を運べるような車というものも購入しようということで、「等」というような表現になっております。

それで、一般財源で調整するということでございます。

○山田庫司郎委員 補助金は補助金ということで確定ということで考えて、もし、差益が生じた場合は一般財源で調整ということで確認させていただきます。以上です。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ続きまして、議案第1号中、農林課所管分の説明を求めます。

○佐藤岳郎農林課長 それでは続きまして、議案資料6ページをごらん願います。

平成31年度一般会計農業振興費、農業経営基盤確

立事業補助金の補正予算についてであります。

1. 補正の理由につきましては、国の強い農業担い手づくり総合交付金を活用し、経営規模の拡大や、農産物の高付加価値化を目的とした意欲ある農業経営体の機械導入に対し補助するものとなっております。事業内容につきましては、実豊地区の農業者においてGPS、自動操舵システム1台と、GPS付きけん引式スプレイヤー1台を導入する計画となっております。

補正額につきましては歳出歳入ともに記載とおり、300万円を補正するものであり、財源につきましては全額、道補助金であります。

○立崎聡一委員長 休憩します。

午前10時15分休憩

午前10時16分再開

○立崎聡一委員長 再開します。

それでは、ここで質疑に入りたいと思います。

質疑ございませんか。

○川原田英世委員 去年もいろいろと道の関係で、スマート農業は進んでいってるなという実感がありますが、ちょっと全体の枠を確認したいんですけども、導入する方の事業の、全体の金額に対してのこの補助金、それと多分の農協の中からも一部、同額の補助のようなものがあつたかのような感じで前年聞いていたような気がしたんですけども、そこら辺どうなっているのかお伺いします。

○佐藤岳郎農林課長 こちらについては、国のほうからの補助金を、市のほうから助成するという内容になっておりまして、農協さんのほうからの助成はないものと考えています。

全体の事業費が1,200万7,000円に対して、対象事業費の補助の上限額がありまして、金額が300万円、その上限額の300万円を助成するという内容になっています。

○川原田英世委員 はい、わかりました。

一つの事業に対して金額が1,200万であつたから300万とかじゃなく、上限がそもそも300万だということで理解をしました。

去年も、補正予算何度かあつて、まだ事業の枠があるということで、追加でいろんなことに挑戦できたということで網走でいろいろと進んでたという経過があつたと思うんですけども、今回、これが補正予算として出てきてますけれども、まだ他にも手を挙げれば今年も補正予算のような形で次々と挑戦

できるような形になっているのか、そこら辺どんな状況なのか把握してましたら、教えていただきたいと思います。

○佐藤岳郎農林課長 ポイント制になっておりますので、事前に対象となるかどうかというのは、対象の農家さんとか農協さんともですね、協議して進めさせていただいておりますけれども、補正とかが出ればその要件も変わってきますので、それに合わせてなるべく多くですね、農業者の方の支援につながるように考えていきたいと思っています。

○立崎聡一委員長 他に。

なければ、引き続きまして、農林課所管分、畑作振興対策事業畑作構造転換事業補助金について、御説明願います。

○佐藤岳郎農林課長 続きまして、議案資料7ページをごらん願います。

平成31年度一般会計農業費、農業振興費、畑作構造転換事業補助金の補正予算についてであります。補正の理由につきましては、バレイショ・小豆の省力作業体系や生産性向上技術の導入支援を目的とするため、追加補正するもので事業内容については、ジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種導入に対する助成金として反3,000円、それから輪作年限の延長として密植栽培、小豆の取り組みに対して反4,200円を助成するものであります。補正額につきましては歳出歳入ともに記載のとおり3,789万4,000円を補正するものであり、財源につきましては全額が道補助金であります。

説明については以上です。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○山田庫司郎委員 いい内容だと私は思うんですが、これは具体的に例えばシストセンチュウで反あたり3,000円ですね。

小豆が反あたり4,200円って今、説明いただいたんですが、実際どんなことをやるのか。ただお金をあげるのかなんですが。

目的は、畑作産地への構造転換、省力作業体系や生産性工場技術の導入等のための支援って書いてますけれども、約188件と144件とかっていうことで説明聞いてますけれども、具体的にどんなことを農家としてやることになるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○佐藤岳郎農林課長 シストセンチュウの抵抗性品種の導入と、小豆の取り組みの2種類がございます。

て、一つはジャガイモシストセンチュウの抵抗性品種を導入を行った農家さんに対しての助成になってます。

もう一つが小豆の密植栽培。

この密植栽培というのが、苗幅を小さくするために播種量を多くして、雑草を生えづらくしたりとか、あとは、倒伏、倒れるのを抑制したりとかを行って、コンバインでの刈り取りを行って省力化を図るといった取り組みになっております。

そういった取り組みを行った農家さんを対象として、反あたりそれぞれの金額を助成するという内容になってます。

○山田庫司郎委員 今回補正ですから、このお金が出てこれから対応するんだと思いますが、事前に聞き取りをしてるのか、こぼれたっていう表現がいいかですが、ここから外れた、そこはやりませんという農家もあったのかもしれませんが、全て大体、希望があったところは拾われた中での補助ということでしょうか。

○佐藤岳郎農林課長 農協のほうで営農計画を立てておりますので、今、実はもうかけている最中だと思っておりますけれども、それに基づいて行なわれておりますので、そのこぼれるとかいうことはないものと考えております。

○山田庫司郎委員 これは、道補助、国の補助を道を通じてだと思っておりますけれども、3,800万程度ですか。これはまた、この補助だけで、例えば事業の総額とは違うということではなくて、これだけっていうことで考えていいですか。

○佐藤岳郎農林課長 これ定額補助となっております。事業者が農協になってるもんですから、農協のほうに助成をさせていただくという内容になっております。

○山田庫司郎委員 そうすると、農協からまたプラスして補助して支援してる場合もありうるのかもしれないと。それはわかりませんか。

○佐藤岳郎農林課長 今のところですが、そういうような話は聞いておりません。

○山田庫司郎委員 はい。わかりました。

○立崎聡一委員長 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようなので、お諮りしたいと思います。

議案第1号 平成31年度網走市一般会計補正予算中、企画総務部・農林水産部所管分については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろし

いでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

○立崎聡一委員長 それでは続きまして、議案第4号 網走市税条例等の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○高橋勉税務課長 議案資料18ページ、資料3号をごらんください。

議案第4号網走市税条例等の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

改正の趣旨ですが、地方税法等の一部改正に伴い、市税条例の関係部分について所要の改正を行うものです。

改正の内容ですが、1点目は、個人市民税における非課税措置の追加についてです。

前年の合計所得金額が135万円以下などの要件を満たす単身児童扶養者に対し、非課税措置を追加するものでございます。

2点目は、申告書記載事項等の簡素化についてです。

所得税の確定申告において、源泉徴収票の添付を一部省略できるなど簡素化されたことに伴い、住民税の申告についても同様に、記載事項の簡素化等の規定を整備するものです。

3点目は、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減や非課税等の規定の整備についてです。

本年10月1日から令和2年9月30日までに取得する自家用乗用の軽自動車について、環境性能割の一部非課税や税率を軽減する規定を整備するものです。

また、軽自動車税環境性能割は、当分の間、都道府県、北海道が賦課徴収等を行うこととなりますので、当市の環境性能割の非課税や減免の規定を北海道の自動車税条例に合わせる整備を行います。

4点目は、軽自動車税の種別割及び環境性能割の不足額についての規定整備を行うものです。

環境や燃費等の不正データを用いて製造販売した場合、自動車メーカーに不足分の税の差額を請求するためのものです。

5点目です。グリーン化特例経過の見直しです。

現行のグリーン化特例制度を2年間延長するものです。

また、令和3年4月1日から令和5年3月31日までに取得した軽自動車のグリーン化特例は適用対象

を電気自動車と天然ガス自動車に限定するものです。

6点目は、関係する条文の文言整理です。

本条例の施行期日及び経過措置等につきましては、3の施行期日等に記載のとおりであります。

また、新旧対照表につきましては、20ページから29ページに記載のとおりでございます。

以上です。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○松浦敏司副委員長 なかなか難しいので伺いたんですが、個人市民税における非課税措置の追加ということでもありますけれども、これは、今年度の税制の改正では、寡婦控除そのものの改正はしない、していないというふうに思うんですが、その辺どうなっているか伺いたいと思います。

○高橋勉税務課長 寡婦控除でよろしいでしょうか。

○松浦敏司副委員長 はい。

○高橋勉税務課長 寡婦控除自体は改正等はございません。

○松浦敏司副委員長 その分、さらなる改善が求められているなというふうには思います。

あと3のところでもありますけれども、これまでの条例等の違いはどういったことなのか伺います。

○高橋勉税務課長 環境性能割の臨時的軽減、非課税措置の規定の関係ですけれども、これまでの規定を2年間延長するというものでございまして、先ほども御説明申し上げましたが、さらに…失礼しました。

○立崎聡一委員長 休憩します。

午前10時31分休憩

午前10時32分再開

○立崎聡一委員長 再開いたします。松浦委員の答弁から。高橋税務課長。

○高橋勉税務課長 失礼しました。

御質問の中身ですが、それぞれ、この燃費基準、達成基準、年度ごとの基準がございまして、それに、その年度ごとの達成基準、例えば非課税になるものについては平成32年度の燃費基準達成プラス10%などについては、非課税に2年間についてなりますよ、というような内容が主なものです。

○松浦敏司副委員長 わかりました。

5番のグリーン化特例については2年間延長ということで、国のいろいろな誘導策というのものもあるん

でしょうけども、先ほど説明にありましたけれども、電気自動車とか、現実的には、なかなかこの網走では難しい状況かなというふうに思うんですが、その辺はどんなふうにお考えか伺います。

○高橋勉税務課長 電気自動車、それから天然ガスの車両というものですが、電気自動車につきましては、軽自動車においては、現在は商用の自動車のみというふうに聞いて認識しております。

それから、天然ガスの車両については、一時期前は自動車メーカー2社から出ていたというふうに認識してるんですけども、現時点で生産されているのか販売されているのかというのは、ちょっと私のほうでも押さえておりません。

○松浦敏司副委員長 わかりました。

以上です。

○立崎聡一委員長 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければお諮りいたします。

議案第4号網走市税条例等の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定いたしました。

○立崎聡一委員長 引き続きまして、議案第7号財産の取得について説明を求めます。

○石井公晶総務防災課参事 続きまして、議案資料35ページ、資料6号をごらん願います。

議案第7号財産の取得について御説明を申し上げます。

取得する財産は、緊急告知防災ラジオ7,000台でございます。

取得の理由ですが、平成31年2月に開局したFMあばしりの放送を活用し、ラジオを通じて災害時等の緊急情報を発信しようとするものでございます。

去る5月30日に指名競争入札を行い、最低入札価格者と同日付けで仮契約を済ませておりまして、取得する財産の概要、取得金額、取得の相手方については資料に記載のとおりでございます。

取得財産の予定価格が、網走市財産条例第2条の規定に該当いたしますことから、本契約の締結にあたりまして、議会の議決を得ようとするものでございます。

なお、納入期限につきましては、令和元年12月20日としておりますが、対象としている方々へ速やか

に貸与が行えるよう、可能な限り早い段階での納入を目指しております。

説明は以上でございます。

○立崎聡一委員 それでは質疑に入ります。

○川原田英世委員 納入期限が12月20日ということなんですけれども、契約してから受託生産というふうに伺ってましたので、一気に7,000台どんと入るというより、さっき言ったような形でいくのであれば、必要分に合わせて1,000なり何なりという形で導入して、配付をしていく形が望ましいんじゃないかと思うんですが、そこら辺をどのように考えてるのかお伺いします。

○石井公晶総務防災課参事 今、委員からお話が合ったとおり、7,000台を一度に納品されても市の保管場所の課題もございますので、契約の締結後には事業者分割して納入していただくようなことで協議を進めたいというふうには考えてございます。

○川原田英世委員 はい、わかりました。

そういう形で進めていただければと思うんですが、予算のときにも若干質問させていただきましたが、7,000台一度に入っても7,000台をすぐに使うというような形にはならないだろうと。いずれにしても、12月20日までに7,000台入ったとしても。

何年後かには全ての必要とされるところには届くような形になるだろうということですが、その中で、年齢を一定数超えたらまずその方々に配布するというのと、希望者があればまずその方にとということなんです、その希望はいつ、もう取っているのか、どのような形で進めていく段階にあるのかをお伺いします。

○石井公晶総務防災課参事 希望をとる事務につきましては、契約が締結後に、75歳以上の方も含めて、事務を進めてまいりたいというふうには考えてございます。

○川原田英世委員 はい、わかりました。

確認なんです、今現在の段階で、何歳以上というのがありましたね。その世帯数って何世帯あるでしょう。

○石井公晶総務防災課参事 75歳以上の高齢者世帯への世帯数につきましては、4,475世帯というふうに認識しております。

○川原田英世委員 はい、わかりました。

今は約4,500世帯ということにして、7,000あるということですから、それは希望があればお配りでは

きるけれども、それがとりあえず市の備品として保管をして要望があり次第、そこにお届けに行くという形になるのでしょうか。

その全体の流れがわからないので、教えていただければと思います。

○石井公晶総務防災課参事 今後の貸与のスケジュールだとか、貸与の方法だとかにつきましては、まず75歳以上の高齢者の世帯、対象となっている方が75歳以上の高齢者世帯と避難行動要支援者、区長、町内会長、民生委員、児童委員、それと70歳から74歳までの希望される高齢者世帯ということになっておりまして、70歳から74歳以外の方につきましては、まずは貸与を進めたいというふうに考えております。

こちらの方々につきましては、ラジオをできるだけ早く納品をしていただくということが前提になりますが、12月の上旬ぐらいから貸与の事務を開始したいというふうに考えてございます。

70歳から74歳の方につきましては、それ以外の方の貸与がある程度終わった段階で、2段階目として貸与のほうを開始したいというふうに考えてございます。

○川原田英世委員 全体的な流れというのはわかりました。

これは、取りに来てくださいみたいな文書発行して市役所に取りに来てくださいという形になるのか、それとも、対象者に設置までするのか。どういった形になるのでしょうか。

○石井公晶総務防災課参事 対象となっている方には、貸与申込書という形の関係書類を御送付させていただきまして、コミセンだとか市内の各所に来ていただきまして、そこで、配布を行うというふうなことで進めたいというふうに考えてございます。

○川原田英世委員 拠点を設けて、そこに書類を持って取りに来てくださいという形になると。

市の備品という扱いですから、貸し出すにしてもサインひとつということになるのか、何かしら必要なものが出てくるのか。

どのような処理が必要になってくるのか、お伺いしたいと思います。

○石井公晶総務防災課参事 貸与申込書というものを送付しまして、そちらに記載をいただいた上で、拠点のところにそれを持参いただいて、市のほうの配付の台帳と照合しながら、貸与を進めるというふうに考えてございます。

ラジオには通し番号をつけまして、それで管理をすることも考えてございます。

○川原田英世委員 通し番号ついて管理して貸与すると。貸し出すということですから、借りる側というのは、何かしら故障したときに、それが初期不良での故障だったらあれですけど、落として壊れてしまった、水につけてしまっただけで壊れてしまったとか、そういった場合というのはどのようなことになるのでしょうか。

○石井公晶総務防災課参事 ラジオの保証期間は1年となっております、ラジオそのものの故障につきましては、保証期間内であればメーカーのほうで対応するということになるかと思えます。

貸与した方の、例えば、操作のミスというか、水がかかったりとか、そういった生活上やむを得なく壊したという部分であれば、その事情よく聞いて、その人に瑕疵がないということであれば、修理だとか交換だとか、そういった部分も、市としては考えていきたいというふうには考えてございます。

○川原田英世委員 なかなか難しい部分なんですよ。そこがなかなか難しく、どうジャッジするのか判断するのかというのは難しく、皆さん使ってくださいねということでお渡したものが、何かしらの理由で壊れてしまった、そこをどう判断するのか。

「あなたが落としたんでしょう」と言われてそうじゃないと何かしらのやりとりがあっても、どういった結末に行くのか、もし仮にそれで「あなたが何かして壊れてしまったんです」ということになった場合は、それはどのような形になるでしょう。

○岩永雅浩企画総務部長 予算審査特別委員会でもお答えしておりますけれども、故意によるものについては負担をしていただきますけれども、それ以外についてはこちらで対応するというふうに考えています。

○川原田英世委員 故意によるもの以外。

その故意によるってところが、なかなか判断が難しいというケースが出てきた場合にどうするかというふうに思ったものですから、それは市側として故意かどうか判断をするということになるのでしょうか。

○岩永雅浩企画総務部長 利用者の方によくお話を聞いて、市のほうで判断したいと思います。

○川原田英世委員 難しいケースもあるかと思いますが、十分注意して進めていただきたいという

ふうに思います。

それと、予算のときも聞きましたけれども、やっぱり電波が届かないっていうところが相当あるというふうに伺っています。

特に建物の中だとか、そういうところで。

そういうときに何かしらの配慮が必要なんではないのかということをお伺いしましたけれども、具体的なところはそのとき見えなかったというのがありますが、現在どのような感じでお考えなっているのかお伺いしたいと思います。

○石井公晶総務防災課参事 ラジオが聞き取りにくいというようなケースも中にはあるかとございますが、貸与している方には家の中でまず聞き取りやすい場所を探していただいて、それでも少し雑音が入るだとか、そういった部分につきましては、付属の外部アンテナがございますので、そちらをつけていただければ改善するというふうに考えてございます。

それでもなお聞こえにくいだとか、雑音が入るだとかっていう場合につきましては、御自宅のほうにテレビのアンテナだとかがある場合につきましては、そこを利用して、外部の屋外のアンテナから電波を取るということも可能だというふうに聞いておりますので、またそういった形で聞ける環境を確認してもらうということが第一になるのかなというふうに考えてございます。

○川原田英世委員 聞こえなければ意味がないっていうところですので、それをしっかり周知していただきたい。

聞こえないし、そういった何かやるのもよくわからないと言って箱に入ったまま眠ってしまうというケースがよく起きそうな感じがしてますし、聞こえたからといってそれがＪアラートとかそういうのが有効に機能するかはまた別なんですよね、この前見させてもらった機械を見ると。

この市役所の中でも、試験的に見させてもらったときもＪアラートは反応しないとなっていました。

赤ランプがついてて、市役所の中でもその緊急通報は通じない状況になってましたから、相当、市内でこの機能がフルに活用されないケースが出るんだというふうに思うんですね。

そこで説明受けたときですら、市役所の中でそうだったんですから。

なので、これはちゃんとしっかり対応していただきたいなというふうに思います。これは実際に機械

が届いてきてからになるのかもしれないですが。

そういった部分での配慮をしっかりと検討して進めてください。以上です。

○立崎聡一委員長 他に。

○栗田政男委員 質疑を聞いてて、非常に心配事が増えてきたんですね。

１台当たり１万円弱のラジオなんですけど、市が今後それを７,０００台管理していくなんて僕は現実的には不可能じゃないかなと思うんですよ。

つまり、それは借用というよりも贈与といいますか、消耗品ですから１万円ぐらいのものでしたら、全体の台数が多いんで大きくなってますけど、それに対して労力を使って修理をしました、アンテナを引っ張りました、何をしましたっていうことよりも、やっぱり差し上げてそれを活用してもらおうっていう方向のほうがいい気がします。

さらに、対象になる方が高齢者ということなので、そういう知識関係もかなり弱い方が多いのかっていう気がするんで、せっかく初期の段階ではやっぱりしっかりと市の対応と、今、川原田委員が言われたように、いざという時に役に立たなかったらしょうがないんで、じゃあ１カ月に１回試験電波出すのかとか、いろんなことを今後考えていかないと。せっかく買って、みんなに使ってもらいたくても、現実になんにもならなかったということになってしまうのかなっていう疑念がどんどんどんどん増えてくるんですね。

今回いろんなことがあって、地震災害の云々もあって、こういう形で当然やろうとされて、せっかく買うんですから、より市民が有効に使えるようなサポートをしっかりとすると。管理を１個１個、１万のものを修理出しましょうか、何しましょうかって現実的に労力とコストを考えたら、それは捨ててくださいだとか処理してくださいと言ったほうがよっぽど安上がりでみんなの為になるんじゃないかなというふうに私は思うので、財産として市が管理するってのはいかがなものかなと思うんですが、それについての見解をお聞きします。

○岩永雅浩企画総務部長 購入する１台当たりの単価については、１万円程度ということですけども、基本的に市の財産なので、我々がきっちり通し番号もつける、それから貸し出す対象者はこちらでわかっておりますので、そことの対比をして対応するということはちゃんとやりたいなというふうに思っております。

ただ、このラジオについてもオールマイティではありませんので、ラジオ、テレビ、それから緊急情報を出す@あばしり、さまざまな災害情報の伝達の方法のひとつというふうに我々捉えていますので、その中で有効に使っていただきたいというふうに思っています。

貸与されたけれども箱に納めたままという方も確かにいらっしゃるかもしれませんが、基本的には自分の命は自分で守ることが大前提だというふうに考えてます。

それから、軽微な修理などについても、地域には地域防災組織もありますから、そこの方に相談するですとか、民生委員の方あるいは福祉の専門家、専門員の方が接点を持ってる方もいらっしゃいますので、そういう方にも相談していただく、最終的には市のほうでどうしようもならないようなものについては交換するなり直すなりということで対応していきたいというふうに考えています。

○栗田政男委員 初めての試みなんでやってみないとわからないところが多々あるだろうと思いますか、大変な作業になるのかなって感じがします。その心配をしておの質問でした。やっぱりこの最初の初期の段階ではかなり徹底した説明をしてあげないと、電化製品ですから、電源のコンセント云々とかいろんなことで不備があったりとかいろんなことも出てくると思います。

そういう部分で、これがしっかりと有効に活用できるようなものと、ラジオですから、ほかの活用方法では当然あの電波を広げるわけですから、自治的な活用方法も防災だけに特化したものではないというふうに認識してますんで。

大変な作業ですが、やるというのであれば、それはしょうがないなということですね。

○立崎聡一委員長 他にございますか。

○山田庫司郎委員 栗田委員、川原田委員からいろいろ出ています。

ただ、予算特別委員会の中でもいろいろ議論した中で、進めてきた事業です。

今ここまで来て、説明あったように12月20日までに7,000台が基本的にはそろふことになると思いますが、できた段階で1,000台であれば、それは配置をしていくということの説明を聞きましたから。

やっぱりこれは、それぞれ対象なる市民が、必ず持っていて使ってもらうと。これが大原則ですから。中にはいろんな方いるのかもしれませんが

が、先ほどから議論あるように、大変だと思います。そして設置、それぞれの市民の皆さんがもらってからわからないことというのは、きっと説明書を見ながらもわからない場合は、石井さんのところに電話も殺到する可能性があるかもしれません。それはわかりませんが。

ただ、ここ一步進んで防災の観点で設置をするということで走ってきたわけですから、これはしっかり対応していただいて、多くの市民が持って利用するというので、前向きに考えていけばいいかなというふうにちょっと思います。

それでちょっと、原点的なことで申し訳ないんですが、先ほど、入札いつって言いましたか。ここに書いてないものですから。

○石井公晶総務防災課参事 指名競争入札を行った日付ですが、5月30日に実施しております。

○山田庫司郎委員 それで、指名競争入札ですから何社か業者が参加をされたと思いますし、基本的には入札ですから予定価格があったと思いますが、落札金額との対比を含めて教えていただければと思います。

○立崎聡一委員長 休憩します。

午前10時55分休憩

午前10時57分再開

○立崎聡一委員長 山田委員の答弁から。

○石井公晶総務防災課参事 指名競争入札を行った内容につきましては、指名した業者につきまして、数につきましては6社ということになっております。

落札率等につきましては、予算との対比では97.56%、予定価格との対比では99.48%ということになってございます。

○山田庫司郎委員 わかりました。

あと、納入期限の関係で12月20日という指定ですけども、考え方として3月いっぱいでもいいんじゃないかと私は思うんですが、どうなんでしょう。

最終的には、全て7,000台年度内という考え方であれば、年内にというのはひとつ基本的にわかるんですが、例えば年越してでも対応していくよっていうんでしたら、20日で間に合うんでしたらいいですよ。7,000台ぼんと、保管場所はまたいろいろあると思いますけれども、できるならそれは一番いいことですけれども。

逆に、ちょっと余裕を持っても、主要の部分でっていうのかなとちょっと思いますし。

だから、12月いっぱい7,000台をある程度近くをクリアできるとしたらここはして、なるべく早く入れるという意味では反対はしませんけれども、その辺は大丈夫ですか。

○石井公晶総務防災課参事 納入期限の12月20日につきましては、事前にメーカーだとか、事業者とはそういう話をしておりますので、それに合わせたということがございます。

また、対象となっている方が高齢者ということなので、できるだけ寒くならない時期にお渡ししたいということもございまして、この日付にしたところでございます。

○山田庫司郎委員 はい、わかりました。

○立崎聡一委員長 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第7号財産の取得については、全会一致により、原案可決すべきものとすべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

○立崎聡一委員長 それでは続きまして議案第11号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての説明を求めます。

○古田孝仁財政課長 それでは、議案第11号及び議案資料の40ページ、資料10号をごらんいただきたいと思います。

議案第11号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について御説明申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定により、総合整備計画を変更するものでございます。

変更の内容でございますが、一つ目が平成26年度より取り組んでおります郊外地区における道路の舗装化及び雨水側溝整備する事業で、施行内容に変更が生じるため事業費を追加するものでございます。

対象となる地域と事業費ですが、嘉多山と越歳地区で構成する嘉越辺地で3,800万円を追加、浦士別辺地で2,200万円を追加するものでございます。

今年度の当初予算は今回の追加分も含めまして8,000万円となっております。

次に事業を新たに追加するものでございますが、今年度西が丘小学校及び第五中学校に通学する児童

生徒用のスクールバスを整備しようとするものでございます。

バスの運行経路から対象となる辺地名は、能取と平和地区で構成する能平辺地で、事業費は2,500万円でございます。

本計画は北海道知事との協議が整っておりますので、今回御審議の上、議決をいただきました後に総務大臣に提出することとなります。

このことによりまして、財政上有利な辺地債の発行が可能となり、元利償還金の80%が地方交付税に算入されることとなります。

説明は以上でございます

○立崎聡一委員 質問に入ります。

質問、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければお諮りいたします。

議案第11号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、全会一致により原案可決すべきものとして、決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○立崎聡一委員 それでは続きまして報告第1号網走市税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告についての説明を求めます。

○高橋勉税務課長 議案資料41ページ、資料11号をごらん願います。

報告第1号網走市税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について御説明申し上げます。

改正の趣旨ですが、地方税法等の一部改正に伴い市税条例の関係部分について所要の改正を行うものです。

改正の内容ですが、ふるさと納税における個人住民税の寄附金税額控除の見直しについてです。

6月1日以降のふるさと納税について、総務大臣が指定する寄附先への寄附金のみ、個人住民税における寄附金税額控除の特例控除対象寄附金と認められるという見直しでございます。

本条例の施行期日及び経過措置につきましては、3の施行期日等に記載のとおりでございます。

また、新旧対照表につきましては、43ページから45ページに記載のとおりでございます。

ただいま御説明をいたしました条例改正につきましては、緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年5月31日付けをも

って専決処分をさせていただきましたので、御報告申し上げ、御承認をお願いするものです。

以上でございます。

○立崎聡一委員 質疑に入ります。

質疑ございますか。

○山田庫司郎委員 これは、ふるさと納税の見直しに係る一部改正ということで考えていいと思うんですが、5月段階で1回白紙に戻して6月1日から新たな形で今、動き出していると思います。

まあ、それぞれの自治体の事情があったにしてもちょっと逸脱したということの正規評価の中で内容が変わってきましたので。

この条例改正によって、これはふるさと納税に直接関わることでありますから、これとはちょっと該当しないのかもしれませんが、実際、相当の部分というのは網走にとって、このふるさと納税が逆に減額になる可能性、心配があるのかどうかなんです。

この一部改正と関係ないのかもしれませんがね。

○岩永雅浩企画総務部長 改正については御存知のとおり、過度な返礼品を送付した自治体があって、制度の趣旨を歪めているということが指摘されました。

ふるさと納税、いわゆる特別控除の対象外にすることができるよう制度の見直しが行われるということで、対象外になったのが全国で4自治体ございます。

東京都は除きまして、全国で1,783自治体がなお、指定をされるということです。

総務省は三つの基準を示しておりまして、返礼品は地場産であるということ。

それから、調達費は寄附額の30%以下であるということ。

それから、寄附募集を適正に実施すること。

三つ基準を定められておりまして、今、市とそれから返礼品を提供いただいている市内の事業者さんとのいろんな点検作業を進めておりますが、何らかの影響はあるというふうに感じます。

○山田庫司郎委員 一部改正と直接関係ないのかもしれませんが、それは伝わり伝わってそこに影響していくわけですから、今、企画総務部長から答弁いただいて、何らかの影響が出てくるという可能性で、プラスになればいい面とマイナスになる可能性もあるということで頭に入れながら、これ条例改正はもうやむを得ませんから。これについては了解いたしますが、これに関わる部分での、広がっていく

ことについての対応も含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○立崎聡一委員長 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければお諮りいたします。

報告第1号網走市税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告については、全会一致により、報告承認すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

各委員・理事者側より何かございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

なければ、ここで理事者入れかえのため休憩いたします。

午前11時08分休憩

午前11時17分再開

○立崎聡一委員長 再開いたします。

次に、議案第1号中、観光客受入体制整備事業チャーター便誘致対策補助金についての説明を求めます。

○高井秀利観光商工部参事 議案資料の8ページをごらん願ひます。

平成31年度一般会計、観光振興費チャーター便誘致対策事業補助金の補正予算について御説明いたします。

補正の理由及び内容についてですが、大韓航空では7月から9月にかけて、ソウル～女満別チャーターの運航計画が進んでおります。

このチャーター便を利用してツアーを企画する旅行会社に対しインセンティブを用意することにより、網走市内への外国人観光客の誘客を図るため、追加補正しようとするものです。

インセンティブの内容は、今回のチャーター便を利用したツアー客が網走市内の宿泊施設に宿泊する場合、ツアー客1名1泊につき2,000円の補助を行うもので、7月から9月にかけて3泊4日のツアーが7回実施される予定となっております。

追加補正する内容としましては、旅行会社に対する補助金210万円、振込手数料などの事務費10万円、合計220万円を計上するものでございます。

補正額の歳出予算は記載のとおりでございますが、全て一般財源で、補正後の額を220万円とするものでございます。

以上で説明終わります。

○立崎聡一委員 それでは質問に入ります。

質疑ございませんか。

○川原田英世委員 補正予算でチャーター便誘致というのは、定期的に補正予算があるなというふうに思っています。

そういった中で、これまでの中で、人気のほどはどのようなと把握してるのでしょうか。

○高井秀利観光商工部参事 昨年度、韓国からのチャーター便が夏と冬に飛んではいるんですけども、その際はツアーを販売した旅行会社に伺ったところ、売れ行きはかなりいいという話は聞いております。

○川原田英世委員 はい、わかりました。

売れ行きはかなりいいということで、さらに伸ばしていけるような、これからも進めていく必要があるんだろうなというふうに思うんですが、何点か伺いたいんですけども、国際チャーター便の誘致ということで、チャーター便の仕組みとしても僕もちょっと認識不足だったらあれなんですけど、往路復路あると思うんですけども、それぞれ乗った人が、降りた人が乗って帰るわけではないですね、チャーター便で。また違う便に乗って帰ってくると思うんですが、それぞれどういった状況になってるのかお伺いします。

○高井秀利観光商工部参事 昨年、女満別空港に飛んできたチャーター便と今年も同じ仕組みで飛ぶ予定ではあるんですけども、初めに韓国人のお客様を乗せて女満別空港に降り立った後、空で一度韓国に戻ります。

次のお客様をまた乗せて女満別空港に到着して、韓国に戻るときに1便で来られたお客様を乗せて帰るという仕組みで、最後、お客様を乗せるために空で韓国から飛んできて、最後のお客様を乗せて韓国に戻るというツアーが一応、7回予定しているというふうには伺っております。

○川原田英世委員 仕組みがよくわかりました。1回目はやっぱりそういうふうに来た中で空で帰って行くと。そこを何か有効活用できればなと思うんですが、仕組み上はいろいろそういうのがあるんだなというのは、状況としてよくわかりました。

7回実施をしていくということですが、1回来て帰ってもう1回来て、最初の人に乗って帰るということですが、その間隔というのは全部同じ間隔で、それが何泊なのか。同じ間隔なのか何泊なのか、ちょっとお伺いします。

○高井秀利観光商工部参事 現在のところ、大韓航空から示されているのが8月までの便で3泊4日っていうのが5回ということで御案内は来ているんですけども、そのあと9月にももう一回飛ばすということで、9月の分については今のところまだ調整中ということで、具体の日程が示されておりませんので、今のところトータルで7回という予定はお聞きしております。

○川原田英世委員 わかりました。

そして、その中で、網走に泊まってくれるという方に対しての、ツアーを組んだところに対しての補助金ということだというふうに思うんですが、これ、大体どうなのでしょう。

連泊を想定されているプランが多いのか、その3泊という中で、やっぱり周遊していく形なのかそれとも網走滞在型になっているのか、ちょっとその傾向を教えてくださいと思います。

○高井秀利観光商工部参事 ツアー商品を販売する旅行会社からはいくつかコースを示されているんですけども、網走市内連泊ではなくて、網走市内に1泊をするっていう商品が多いというふうにお伺いしています。

網走以外の宿泊としましては、知床方面に行ったりですとか、阿寒方面、十勝川温泉のほうに周遊するようなコースを販売して、お客様を集めたいと伺っております。

○川原田英世委員 わかりました。網走、女満別空港に近いということもあって、飛行機のフライトの時間によっても、そこのアクセスということで拠点化されて利用してくれているという部分もあるんだろうなと思って、道東観光周遊の拠点としての売り方になってくるのかなという認識もちょっとしてましたので、こういったものがもっと広がっていくということが必要だということと、前も1回言ったんですが、是非ツアーの会社に、参加してくれてる人たちがインフルエンサーとなって拡散をしていただけるような仕組みを補助金を活用していただけるとこに促していくということで、オホーツクのファンを増やしていくという取り組みにつなげていっていただきたいなというふうに思うんですが、その観点について、どのようにお考えでしょうか。

○高井秀利観光商工部参事 補助金の申請等でやりとりがかなりありますので、その段階の中で何らかの形でお客様に情報発信を促してほしいというような依頼はしてみたいというふうに思っております。

○立崎聡一委員長 他に。

○石垣直樹委員 質問させていただきます。

今回予算額が220万円と、単純に1泊一人当たり2,000円の補助というふうにお伺いしましたけれども、7月から9月まで3回ですとか7回ですとか答弁の中でありましたが、おおよそこれ1,000泊分の算出根拠となるかと思えますけれども、1,000泊になるのかどうか教えてください。

○高井秀利観光商工部参事 今回のチャーター便で使用する機材が158席というふうに伺っております。

その中で全てが、全席が販売されるというふうにはちょっと想定しづらいので、今回補正予算を計上するに当たりまして、一便につき150名が登場されるだろうということで、150名の乗られる飛行機のツアーが7回ということで1,050名、それに2,000円をかけて210万円というふうな計算をして補正予算を計上しました。

○石垣直樹委員 はい、わかりました。

ありがとうございます。

○立崎聡一委員長 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、オホーツク網走マラソン開催事業、オホーツク網走マラソン開催負担金について説明を求めます。

○高井秀利観光商工部参事 議案資料9ページをごらん願います。

平成31年度一般会計、観光振興費、オホーツク網走マラソン開催負担金の補正予算について御説明いたします。

補正の理由及び内容についてですが、オホーツク網走マラソンの開催に対するスポーツ振興くじ助成金、通称t o t oの交付決定に伴い、その財源を補正するものであります。

補正額についてですが、歳入では諸収入、オホーツク網走マラソン開催助成金として640万円の追加補正を行うものです。

これに伴いまして、一般財源の所要額が640万円の減額となります。

以上で説明終わります。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、お諮りいたします。

議案第1号平成31年度網走市一般会計補正予算中、観光課所管分については、全会一致により原案

可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたします。

それでは、理事者入れかえのため、暫時休憩いたします。

午前11時27分休憩

午前11時30分再開

○立崎聡一委員長 再開いたします。

次に、議案第3号平成31年度網走市水道事業会計補正予算について説明を求めます。

○野呂俊広営業経営課長 議案資料16ページ、17ページ、資料2号をごらんいただきたいと思います。

議案第3号平成31年度網走市水道事業会計補正予算について御説明申し上げます。

1. 補正の理由でございますが、導水管の更新事業に対する生活基盤施設耐震化等補助金の内示に伴い、その財源を補正するものでございます。

2. 補正の概要でございますが、補助金の内示を受けて（1）資本的収入において第1款資本的収入のうち第1項企業債の額を3,795万円を減額し、2億2,005万円とするものでございます。

次に、新たに第3項補助金を追加し、その額を3,795万円とするものでございます。

（2）企業債につきましては、上記の企業債の減額に伴い、企業債借入限度額を減額するものでございます。

なお、本年度に予定している導水管布設替工事の位置図につきましては、17ページに添付の資料のとおりでございます。

以上でございます。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

○川原田英世委員 補助が内示がされたということでこの部分についてはいいんですが、全体の事業費から見て3,795万円ということですが、これは生活基盤施設耐震化等補助金というものがどういったものかわからないもんですから、これからどういった根拠でこの金額なってるのかっていうものを教えてください。

○野呂俊広営業経営課長 生活基盤施設耐震化等補助金の関係ですけれども、厚生労働省の補助金でもともとメニューとしてはあったんですけれども、国民生活に密接に関係する水道施設ですとか、保健衛生施設の耐震化ですとか、水道事業の広域化等について、水道事業それらの運営基盤の強化を図ること

を目的として、設けられている補助金ということで、もともと22年と25年に網走市の断水事故があった、補助金の要望をしていたところなんですけれども、網走市の場合は、鋼の管、鋼管っていうものが、もともとそもそも耐震構造なんで、この耐震化の補助要件には該当はしないということだったんですけれども、平成31年度に交付条件が緩和というか拡充されまして、昭和50年以前に布設された鋼管の部分、溶接部分について、補助対象というふうに拡大されたものですから、このたびその補助金の交付の決定を受けたという経過になってまして、交付の方法については国の補助金なんですけれども、都道府県に交付されて、都道府県が各市町村の要望を受けて、市としては都道府県とその補助金のやりとりするという事で交付率は3分の1以内というふうな補助金になっています。

○川原田英世委員 交付率は3分の1だけれども、道にある、道に来ているその配分の中から分配していくと要望が多かったというかそういう形もあって、この金額になったということで認識していいんでしょうか。

○野呂俊広営業経営課長 資料2号に記載されている補正の概要は、資本金収入の金額しか載ってないんですけれども、実は、支出側の予算というのは約2億8,000万当初予算で持ってるんですよ。

2億8,000万のうち、導水管にかかわる工事が約1億1,300万円、そのほかは、配水管ですとか、導水管以外の工事費が含まれてるものですから、このたびの補助金の要望額としては、31年度の補正額としては導水管は約1億1,000万なのでその3分の1ということで、3,795万円の補助を受けるということで、本年度については満額3分の1を受けるというふうになっています。

○立崎聡一委員長 他に。

○山田庫司郎委員 念願という表現がいいかですが、網走市の水道については、今、課長から説明あったように鋼管でしたから補助の対象にならないということで、非常に苦勞をしてきた経過があるんですが今回そういう意味で3分の1以内ということで、すけれども、今回3,795万円が補助になったということで、新しいスタートができるかなとちょっと思うんですがね。

それで今、ことは3分の1以内という説明聞いたのでことは3分の1が補助になったけれども、これから導水管というのはこれから計画も含めて約

60億円ぐらいのお金がかかると私も頭に入れているんですが、これがずっと3分の1補助になるという確定ができるのか。

できるとすれば、約60億だとしたら20億、補助もらえることになりますから非常に財源的にはありがたい話なんです、この耐震化と補助金の中身というのは今後の部分でいくと、どういう状況があるんでしょうかね。

○野呂俊広営業経営課長 どうしても、国の予算上の制度上の問題で、申請としては単年度単年度で申請をして、翌年度の事業要望みたいなのを聞いていきながら進んでいくということになってますね。

ただ、ことし出した予算要望計画については令和元年度から令和18年度までにこういう要望はあります、という要望は出しています。

ですが確かに全体の枠といいますか、要望が膨らめば、その分の割り落としがあるかどうかというのはやっぱり調整はあったりするのかもしれない。

○山田庫司郎委員 今、お聞きしたんですが、必ず3分の1が補助になるっていう確定ができれば1番ありがたいことなんですけれども、その都度その都度ということになると思いますし、長期計画はもう出しているようですから網走の考え方は伝わっているんだと思います。

ただ、心配なのは3分の1以下になる場合もあると。

ただ、導水管の布設替えの計画は単年単年で進めていくということにきっと基本的なと思うんですが、例えばことは3分の1の補助が該当しないと。

そういうときはちょっと工事はやめるとかっていうことにはなっていないんでしょうね。

それと、さっき18年と言っていましたから、導水管の布設替えの計画を見直すことも、できない状況になっているんですね。確定しませんから。

○佐々木浩司建設港湾部長 経過のほうを説明させていただきたいと思います。

平成22年に最初の大規模断水が起きました。

その前から鋼管については、大規模な漏水はありませんでしたが、ピンホールの漏水があり、将来のことを考えると、やはりどうしても更新が必要だということで、その前から、日本水道協会を経由しながら、要請、補助要望等を行ってまいりました。

22年以降、まさに今までになかった断水事故が起

こりまして、それが溶接箇所が原因だと。

そういうことで、そのことについても、市独自で調査、健全度調査委員会で大阪大学の南教授にお願いしたりしていただきにその途中で、25年の漏水事故が起きました。

その関係で、市独自で、水谷市長も、直接厚労省のほうに要請活動を行い、さらに事故調査検討委員会の答申を受けて、内容について、厚生労働省のほうに南教授も直接出向いて、今の現状について厚労省のほうに御説明してきた状態でした。

当時、東日本大震災の関係もあって耐震化についてだぶ厚労省のほうでも水道管の耐震化については検討委員会とか独自に開いて、その中で検討はされていたんですけれども、その当時は鋼管については、まだ補助対象という形にはならなかったんですけれども、水道について減災防災国土強靱化の関係もあると思うんですけれども、その関係もあっておそらく、今回、鋼管について、補助の対象になったという計画がございます。

先ほど3分の1がなかった場合に、計画が伸びるのかということも御指摘ございましたけれども、うちのほうで当初22年に調査をかけた段階で、今後20年はもつだろうと、そういう形で調査結果が出ました。

その後も、導水管を布設替えを部分的にする時点で、今の鋼管の状態とか調べてましたけれども、状態的には、うちの水源の水のよさで大分鋼管の状態はいいんですけれども、やはりどうしても老朽化が進むものですから、そんなに長くは保たせないで、更新を進めたいと思っています。

ですから、3分の1が変わったらどうかという御指摘もございましたけれども、今のところについては、計画どおり更新作業のほうを進めていきたいという考えでございます。

○山田庫司郎委員 今、お聞きをしました。

できれば3分の1の補助がずっと確定できれば一番いいことですが、何せどこの自治体も水道管を含めて、これから直していかなきゃならない自治体が多いと思います。

そういう意味で、予算の枠が大きくなっていけば対応できるんだと思いますが、その辺がまだ不確定ということもひとつありますが、今、副市長もいますから、決意になるというふうに私は受けとめますんで。

なるべくなら補助もらいながら整備をしていけれ

ばというふうに希望したいですが、何いづうかなるかわからないということもありますから、導水管の整備は計画どおり進めるということと、ただ安直に水道料金の値上げにやっぱりつながらないように、ちょっと中期的な展望と、きっと計算も見直しも含めてされてると思いますけれども、その対応も含めて、是非、対策含めてしていただこうお願いしたいと思います。

以上です。

○立崎聡一委員長 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、お諮りいたします。

議案第3号、平成31年度網走市水道事業会計補正予算につきましては、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

○立崎聡一委員長 引き続きまして、議案第8号財産の取得について説明を求めます。

○柏木弦都市管理課長 議案資料36ページ、資料第7号をごらんください。

議案第8号財産の取得、除雪グレーダーについて御説明いたします。

1の取得理由ですが、除雪グレーダーは、冬期の除排雪車両としての使用以外に、夏期には郊外未舗装道路の路面整正、側溝整備及び改良工事、地域協議会からの依頼による協力業務を行っております。

現有車両につきましては、購入から25年が経過し、老朽化による金属疲労及び劣化に起因する故障が著しいことから、国の社会資本整備総合交付金を活用し、車両を更新しようとするものです。

2の取得財産の概要につきましては、規格はグレード幅3.7メートル級、駆動方式は全輪駆動、一人乗りでございます。

去る令和元年5月9日に指名競争入札を行い、最低入札価格者と仮契約を行っておりまして、取得金額、相手方は資料に記載のとおりでありますことから、網走市財産条例第2条の規定に基づき、議会の議決をいただいた上で、本契約を行おうとするものです。

なお、納入期限につきましては、令和元年11月30日としております。

以上でございます。

○立崎聡一委員長 質問に入ります。

○小田部照委員 何点が確認させていただきます。

グレーダーの購入ということで現場のほうも現在3台ある中で待望のことだと思いますが、これ今年の冬にずっと故障で使えなかったグレーダーが1台あったと思うんですが、その更新という理解でよろしかったでしょうか。

○柏木弦都市管理課長 今年、故障してちょっと長い間動かなかった機械というのが平成6年に導入した機械でありまして、その機械については修理はしたところなんですけれども、やはり近年、修理費等が膨らんでおりまして、平成6年の機械をこのたび更新するということであります。

○小田部照委員 他の2台、現在3台ある中でほかのも大分老朽化していると思うんですが、ほかの2台は何年経過しているものなのか確認しておきます。

○柏木弦都市管理課長 古い順に言いますともう1台が平成10年の導入です。

更にもう1台が平成19年の導入ですので、それぞれ20年から10数年経過しております。

○小田部照委員 わかりました。

グレーダーの更新ということで待望のことなので必要なことだと思いますが、今までは、二人一組で作業に当たっていた形式の車両のタイプだったんですが、排ガスの規制ですとか、国全体で生産販売されなくなったというようなことを現場のほうで聞いていましたが、そういった理解で一人乗りのものになったということで、よろしいでしょうか。

○柏木弦都市管理課長 おっしゃるとおりでございます。国内で今、グレーダーの取り扱っているメーカーは2社あるんですけれども、どちらも平成25年に二人乗りのこれまでのタイプのものを一度生産中止しております。

というのが、やっぱり排ガスの規制の強化ですとか、あと公共事業の予算の縮小による販売台数の減少ですとか、また、グローバル化に伴って、国内の販売比率が減少しているということがありまして、国内のメーカーの製造販売が一時中止になりました。

その後、国交省がやはりそれではうまくないということで、メーカーと販売再開に向けて交渉したところ2社のうちの1社が平成27年、もう1社が28年に販売を再開したんですけれども、一応グローバル仕様ということで、排ガス規制には対応してるんですけれども、一人乗りのタイプしか今後製造しない

ということになったものですから、今後、更新の際はどうしても一人乗りになってしまうということでもあります。

○小田部照委員 いろいろさまざま、国の諸事情もあるようで、そういった面では今後も更新は一人乗りということで理解いたしました。

これまではずっと長年にわたり3台とも二人一組のペアで作業に当たられて、一人の方が基本的にオペレーターで、一人の方が安全確認だとかその他のことをされていたんですが、今後一人乗りということで、その安全面においては、さまざまな課題があるんだろうと思います。

道内でも、ほかの自治体でも調べてみると導入しているような自治体もあるようですが、さまざまな安全面での工夫はされていると思いますが、当市はどのようなことを想定して考えているのか伺います。

○柏木弦都市管理課長 一人乗りということで、これまで二人乗りで一人は安全確認、オペレーター以外は安全確認がメインでもう一人乗車してたんですが、やはりそこが悩みどころでして、ちょっと技術の進歩といいますか更新で、今はカメラだとかモニターだとか、そういったものが発達してるものですから、やはりそういうものに頼らざるを得ないんですけれども、今考えているのが真後ろのカメラと、右後左後もそれぞれのカメラに対してモニターも運転席から見えるモニターを3台設置することで、安全対策としてはカバーしようかなと考えております。

○小田部照委員 最新の機種ということで、あちこち四方向カメラやモニターがついてるんだと思いますが、他の自治体でも一緒に作業に当たり、補助車両をつけるだとかいろいろ工夫しているところもありますが、ちなみにこの最新の機械ということで、ちょっと調べて聞いてみるとハンドルもないような車両でジョイスティックで操作するような車両だっただけ聞いていたんですけれども、ちなみにこの現場に当たるオペレーターの方っていうのは、道路管理組合に委託ということで、そういった方々だと思うんですが、全く正直経験のない、初めてみんな誰も経験したことのないような車両になると思うんですが、その辺はどのように認識していますか。

○柏木弦都市管理課長 今回導入するキャタピラ製の機械をハンドルがなくて、レバーもなくて、それはジョイスティックで手で操作系が全部集約され

ているものになるんですよ。

それで、非常に直感的な操作が可能になって、手とか腕の動きがメーカーのカatalogによりますと78%程度低減されてオペレーターの疲労の軽減にはなるということがうたわれているんですけども、確かに、多分皆さんもともと運転になれた方でも、そういうジョイスティックって新しい技術はどの方かなれていないのかなとは思うんですよ。

ただ新しいものを導入するときというのは、どうしても最初はちょっととまどうかもしれないんですけども、次第になれていただいて、それがきっと標準というか当たり前になってくるのかなとも思うんですよ。

ですので、その辺は仕事をしていただいている道路管理組合のほうともちょっと協議しながら、そういったものでも大丈夫かっていうのを確認した上で、今回の導入する運びになっているんですけども、導入してみてその辺は少しずつなれていただかないのかなと思って、いずれそれは良かったなということになると思っておりますので、そういった形で今回の導入に至っております。

○小田部照委員 現場の道路管理組合の方とも、よく協議検討して、今回の機種を購入ということで理解いたしました。

ただ、一人乗りということで、初めて乗られる方がなれてきて、2年なり3年なりなれてきて覚えても、ただ次の入れかえ、誰か変わる人に後進の指導にもう今までは二人乗りで、隣に乘坐ながら教えていたというのが今までの流れなんですけれども、一人乗りということで、それもなかなか難しいというか不自由が出てくるのかなとは思いますが、その辺はどのように考えていますか。

○柏木弦都市管理課長 今までみたいに確かに横で直接ベテランが新しい人に教えるっていうことは、直接的にはできなくなってしまうんですけども、グレーダーですと、グレーダー作業しているそのグレーダーの後ろにもととのベテランの人がパトロールカー等でついていって、無線で指示とか技術の継承なんかをしながら、やっていくしかないかなと思ってます。

ジョイスティックに関しては、今、グレーダーで初めて導入するんですけども、これから他の機械も一般的にはなってくるのではないかなと思っているんですよ。

今はちょっと特別なものかもしれませんが

も、それが当たり前になってくればそれほど将来については懸念しなくてもいいのかなとは考えております。

○小田部照委員 わかりました。新しいものの導入ということで、安全面に十分考慮しながら、作業にあたっていただきたいと思います。

○立崎聡一委員長 他に。

○栗田政男委員 金額見てやっぱり高くなっているという気がするんですが、いつの間にかフロントも駆動するようになったのかなと思ってびっくりしていますけれども、今いろいろそのジョイスティックがどうのこうのっていう、機械ですから、一日も乗れば誰でも乗れる話なんで、そんなに心配事はないのかなと思いますけれども。

先ほど6年のもののがかなり傷んではいるんですが、その代替でこの車両が入ることなんですが、旧車両っていうか余分になった車両の扱いはどういう形になるんでしょう。

○柏木弦都市管理課長 基本的には売り払う予定であります。

売り払い先が、ちょっと条件としてつけようかなと考えているのが、地域のこれからの除雪にまた維持費がかかるんですけども、購入していただいた方に地域の除雪等に使っていただけるということを条件に売り払う予定ではおります。

○栗田政男委員 もちろんまだ使えるんですね。

20年経って30年経ってっていうけど重機の寿命っていう観点で考えると五、六十年というのは当たり前の話なので、私に言わせるとまだまだこの機械も使えるんですね、実は。

それは当然、経年劣化で金属疲労その他出てくるんですが、必ずしも一般的な乗用車感覚で10年である程度の消耗が終わるということではなくて、当然平成6年のものでも資産価値としてはかなりの価値があるんです。

ということは網走市の大事な財産であることは確かかなんですね。

だからその扱いというのはしっかりとした透明性を持って、もちろん今の説明があったように、地域の除雪に使うということは、ある面で公的に使うという意味だと思うんですけども、維持するだけで車検その他保険だとかいろいろ費用は掛かりますから、こういう車両というのは。

その負担をいただくなくちゃいけないんですが、その辺のしっかりとした透明性を持ってほしいとい

うふうに思います。

正直言って以前、市役所のそういう対応っていうのは水面下で行われて、ややもするとあながちその財産が適正かなくなっていう部分もあったように感じていますんで、是非とも誰が見ても納得できるような処理方法で、売却は売却で構いませんが、資産価値は確実にあるということを認識してしっかりやっていただきたいと思います。

○立崎聡一委員長 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第8号財産の取得については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

審査の途中ですが、ここで昼食のため休憩したいと思います。

再開は午後1時より再開いたします。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

○立崎聡一委員長 再開いたします。

続きまして、議案第9号財産の取得について説明を求めます。

○中村昭彦下水道課長 議案資料38ページをごらん願います。

議案第9号財産の取得についての御説明をいたします。

取得いたします財産は、下水汚泥運搬車でございまして、現有車両につきましては購入から18年が経過し、経年劣化による破損や故障が発生していることから、社会資本総合整備交付金を活用し、更新しようとするものであります。

去る平成31年4月25日に指名競争入札を行い、入札の結果、契約の内容は資料に記載のとおりでございます。

取得財産の予定価格が、網走市財産条例第2条の規定に該当しますことから、本契約の締結にあたりまして本会議の議決を得ようとするものでございます。

取得財産の概要につきましては資料に記載のとおりでございます。

納入期限は令和2年3月19日でございます。

説明は以上でございます。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。

○栗田政男委員 グレーダーの件でもお聞きしたんですが、この車両も18年なんです。

例を挙げると私のところの会社は昭和の車を2台保有していますから、まだまだ新しいものだという認識のもとに聞きたいんですが、まず現車両を18年使ってということですが、主に港町と稲富の往復に使用されてたんじゃないかと思うんですけども、走行距離等はどれぐらいになったんでしょうか。

○中村昭彦下水道課長 走行距離は44万キロを超えております。

○栗田政男委員 多分、計算するとそれぐらいだろうと。

通常、このクラスの車両だと150万ぐらいが今の耐用年数なんですよね。

ですから3分の1程度しか走っていないという車両だと思います。

その議論はいいんですが、先ほどと同じなんですが、この車両の今後の使い道というのはどういう方向性なんですか。

○中村昭彦下水道課長 新しい車の納車後、中古車、または雑品として入札により最高落札者に売買される予定です。

その後、国庫補助金の返還の手続きにより、国に返還されます。

○栗田政男委員 この補助っていうのはそういう条件付きの補助っていう理解で。

現車両はあくまでも入れかえするんで、その車両を売却なり当然先ほど私が言ったようにまだまだ使える車ですから、当然今の市場価格とすると四、五百万のものになると思うんだけど、それを売ったお金は、国のほうに返還しなくちゃいけないということでしょうか。

○中村昭彦下水道課長 今ある現車は補助金が入ってまして、55%の補助金が入ってます。

売買された後も、残りの補助金の部分を返還という形になります。

○栗田政男委員 はい、理解しました。

その車両ごとに補助の対象なってるんで、その部分の返還をしたいということなんですが、問題はスクラップ処理みたいな話もちらっと言っていました、今、私が言ったように今の市場価格でいくと安く見積もっても250万から500万ぐらいの間っていう市場価格がつく車両なんです。

僕は現車も何回も見えていますけれども、あれも裏側特殊なステンレスになっていたのかな、ちょっと

確認をしていないんですが、まだまだ使える車両なので、やはりこれも大切な市の財産なので、しっかりとしたりやっぱり透明性のある処理の仕方をしないと、スクラップ処理するとなると単純に鉄の重さが車両になってしまうので二十万、三十万の市場価格になってしまうということなので、それでは、その処理の仕方としていかなものかなというふうに私は思いますので、これも以前から気になっていたことなので、しっかりと対応していただきたいというふうに思うのですが、どうでしょうか。

○中村昭彦下水道課長 今の現車両を売ることになったときには、一応、査定等のきちとした手続きを踏んで、それをもとに入札をきちとして、国に還すものは還すということできちとやっていきたいと思っております。

○栗田政男委員 決して入れかえが悪いとかっていう話ではないし、1台しかない車両なので故障してしまうと、なかなかこの代車の手配というのは、このサイズになるとできない関係があるんで、もしくは場合によっては2台体制で予備で置いとく一つの方法なのかもしれないですし、いろんな手法はありますから、市にとって非常に大事な、なくてはならない車両なんですね。

業者委託してるみたいですが、そういう中でもやっぱり車両は市が購入するというのは当然のことですし、こういう車両は値段を見ますと本当に高騰してます。

多分10年前だと1,500万で買えたんじゃないかというふうに思いますけれども、こういう状況なんだということを改めて認識しまして、国に返還するにしても、また国として税金の大切な使い道になりますから、いろんな面での検討しながら、決して無駄のないようにしっかりとやっていただきたいと思います。

○立崎聡一委員長 他に。

○山田庫司郎委員 納入期限の関係なんです、やっぱり特殊車両という位置づけだと思うんで、いろいろアタッチメント含めていろんなものをつけなきゃならないということで、納入期限がこれ3月の中腹ということになっているんだとは思いますが、これでいきますと、今年度は一切使えない状況で、車の納車だけで予算執行するということになるんですかね。

それは、状況によってはやむを得ないですが、なるべくなら納車が早まるなら早く納車という

ことも契約のほうの会社とはしているのかどうかですが。

○中村昭彦下水道課長 議会のほうで承認をいただかないと本契約には至らないので、そういった交渉に関してはまだしておりません。

ですが、早く納車されれば、すぐ使いたいと思っています。

○山田庫司郎委員 1カ月でも早く、新しい車両が使えるほうが予算執行するに当たっては、効率がいいというふうに思いますから、ただ無理を言って短期間でっていう要望も含めた相手の都合ももちろんあって、入札が終わっているわけですから。

ここは認めますけれども、ひと月でも早く納車ということも契約会社のほうに要望っていうか要請含めて、是非していただくように要望して終わります。

○立崎聡一委員長 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、なければお諮りいたします。

議案第9号財産の取得については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

それでは、理事者入れかえのため暫時休憩いたします。

午後1時08分休憩

午後1時10分再開

○立崎聡一委員長 再開いたします。

次に、請願・陳情について審査いたします。

まず初めに請願第1号ことし10月からの消費税増税の中止を求める請願について審査をいたします。

委員の皆さんから御意見をお示しいただきたいと思います。

○松浦敏司委員 この請願については、私どもの村椿議員が紹介議員になっておりますので、私のほうから、まず初めに、私たちの考え方を述べたいというふうに思います。

請願全文にも入っておりますように、政府はこの10月から、消費税の10%ということを引き上げすること、来月行われる参議院選挙の自民党の公約の中でも、この消費税の10%を10月からやるというふうに書かれております。

しかし、5年前に消費税が8%に引き上げになりましたけれども、その影響によって、国民の消費が

大きく落ち込んでいると。

その状況は今も変わりが無い。

国民生活は給与も上がらず、年金は毎年下がるといような状況になっているということで、ここに書かれている大事なところは何かと言いますと、いわゆる消費税をやめろというふうには言っていないんです。

ことしの10月から消費税を増税するのはちょっと待ってくださいと。

これが、この請願の趣旨だと私は思っておりまして、今の状況を考えてみますと、とりわけ小売業者が非常に大変になると。

つまり10%、8%、物によっては6%というような形で複数の税率がある。

非常に事務的に大変だということで、レジから何からいろいろ入れかえなきゃならないということで、地元の中小の小売業者に聞いてもやっぱり大変だというふうに言っています。

そういう意味で、ここの記にも書かれていますように、先ほど言ったようなことし10月からの消費税10%への引き上げを中止することというふうに述べていますように、これは十分私どもわかりますので、これはぜひ採択してほしいというふうに思います。

以上です。

○立崎聡一委員長 すいません、ここで追加の説明があります。

この請願については364筆の署名とともに提出されております。

このことを追加したいと思います。

○川原田英世委員 請願内容を読ませていただきました。

それで、国としてどうかというよりは、やはりこれは市議会として、どのように考えて、国に対して申し入れをするかという、市としてどうなのか、市議会としてどうかという、まず形がしっかりと議論されることが必要であろうということがまず一つだというふうに思います。

そういった中で、地域の経済も残念ながら好転する兆しはなかなか見られない。

そういった状況の中で、どのような形で議論をしていかなくちやならないのか、これはそれぞれの立場でいろいろとこれはしっかりと議論する必要があるんだというふうに思います。

そういった中で私の意見を言わせていただくと、

消費税10%引き上げは、やはり10月からはすることはない、中止すべきだというふうに思います。

理由は幾つかあるんですけども、そもそも政府が言っているのは、リーマンショック級なことがない限り延期はしないと言っているんですけども、今の日本の経済情勢はリーマンショックのときに向けたダメージをまだ引きずっていて、そのときに改善する、根底的に改善するような方策は打ち出されていないという状況ですので、そもそもがリーマンショックのときの影響を国債を発行して、なんなら将来のツケを払う中で延命措置をはかっているだけの状態の中で、リーマンショック級なことが起きなければ増税はするんですという議論はないんだろうなということ。

さらにいろいろ経済政策打っていますけれども、それに対するかかってくるもの、それでそれに対して消費が上向きなのかという、これいろんな経済学者が言っていますけれども、それで消費が上向くことあり得ないです。

過去にも、お買い物券みたいなものを配ったりしましたがけれども、それに対しての経済効果はほとんどなかったのも全て数字で出ていますので、これはもう、今の対策を見ても消費税10%は今現在ではできないというふうに私は思いますので中止すべきだと。

賛成したいと思います。

○立崎聡一委員長 他に。

○小田部照委員 我々党派としてはですね、国の人口減少、少子高齢化が進む中で、膨大に膨らみ続ける社会保障費の関係でやむを得ない、国としての税制度だと理解しておりますので、これには賛同できないということで継続でお願いしたいと思います。

○立崎聡一委員長 他に。

○栗田政男委員 御意見を聞いていてなるほどなという気がしてならなかったんですが、3%から5%に、記憶が正しければ橋本政権のときに多分なったんだろうと思うんですが、あのときが一番、この消費税値上げの景気低迷効果って大きかったように私は感じます。

非常に景気は冷えて、この2%というのは非常に大きいんだなという記憶がありまして。

それから、5%から8%、また2%上乗せの10%ということがほぼ決まっているような、今状況であります。

もちろん反対する、今はその時期じゃないという

意見が多かったように思います。

それも時期っていうのは非常に難しい問題でしょうし、ただ、その議論の中で景気低迷がずっと続いているのは、私は自分で商売を通して感じているのは、以前の暗闇の暗黒の小泉政権時代から引きずった暗黒の時代からは、今、脱しているような気がします。

特に都市部は好景気ですし、逆に人が足りないような建設ラッシュだったり、逆に言うと小バブル的な景気が一部、その場所場所で景気が続いているというのが今現況ですし、この北海道というのは、その影響っていうのはやっぱりいつもそうなんです、なかなか届かないという現況があらうかと思います。

私個人的にはそういう意見もあるんだろうということで、この請願を通してあげたい気持ちはやまやまなんです、やはり議会として市議会として、議論をして、ある程度の全会一致をもって請願というものはあげたいという観点から考えたときに、この時期10月のワンチャンスを残すと、また、なかなか次挙げづらいのかなっていう気もしないでもないです、非常に微妙に揺れ動いている気持ちがありますが、政府のほうは現時点ではやるということを行っています。

それに従うのが仕方ないのかなと思いますけれども、一点、軽減税率については僕はやる必要がないと思います。

そういう小手先の変なことをやりながら上げるのであれば、むしろやらないほうがいいと。

上げるなら上げるでしっかり約束どおり社会保障もしっかりと使ってもらおうという担保をつけたうえで上げるのであればしょうがないなことなんで、この請願について私も継続しか方法は、私の立場ではないと思います。

○立崎聡一委員長 他に。

○澤谷淳子委員 私も会派、公明クラブとしまして不採択でお願いいたします。

私たち公明党も推進しておりますけれども、今年10月から幼児教育の無償化も、もう既に取り入れることになって皆さんから大変期待を受けておりまして、やはり使い道もきちんとしたものになっていると思っています。

軽減税率の導入なども考えておりますので、どうしても今これを10%を今の時期にやめたいと、将来的にはきっと上がるのは仕方ないということはさっ

きおっしゃったと思うんですけども、10月からは勘弁してということだったんですけども、是非この10月から踏みきったことをやっていかなければいけないと思っていますので、不採択でお願いいたします。

○山田庫司郎委員 例えば継続の話も状況判断の中であるというふうに私も思いますが、ただ、議会として決議するならば9月議会になっても10月にどうだって事になりませんから、私はやっぱり6月議会ですべきかということ判断すべきかなというふうに思います。

私は、それぞれの意見、皆さんからありますから、社会保障に消費税は使うと、当時の民主政権の野田首相が、そういうことの3つの条件をちゃんと飲むならばっていう解散なったわけですけども。

それが安倍さん守ってきたかどうかそれは別として、消費税上げるんならば、そこはちゃんとプライマリーバランスの含めた借金を減らす。

それと社会保障に充てるということが基本にしながらということが一つベースですから。

今、意見あったように、確かに無償化の話はいろんなことがあります。

それは消費税上げないとできないのかもしれませんが、だから私は10月に上げないでもう少し軽減税率もあんなにしなきゃ消費税は上げられないんなら私にすれば、栗田委員も言いましたけれども無駄なお金ですよ。

国民の皆さんが納得するならば、軽減税率しなくても消費税上げれるはずですよ。

そして、基本は、個人所得が上がって個人消費が上がってこなかったら、消費税上げて、私は予定のお金がわからないし、経済が一つ疲弊するだろうと心配をしての方が非常に多いということなんですね。

ですから、10月を決めないで、もう少し経済がどうなるかも含めて、私はもうちょっと待ってもいいんじゃないかと思います。

だから、目の前においしいものをぶら下げてこうですよ、消費税上げないとこれなくなるんですよって見せられても、これ私はいいことではないと思います。

ただ、もう既に自治体も含めていろんな予算措置をしてきてこれから動くものがいっぱいあるんですよ、消費税10%上がる前提で来ています。

ただ、10月が中止になったらそれはストップする

だけで済むはずなんです。

ある程度お金使ってるかもしれませんが、私は10月に上げるということは、日本経済は大変なんだというふうに思います。

個人消費を上げるという、個人所得を上げるためにも、よく例に出されますけれども、例えば、企業の内部留保金が500兆近くあるなんて話をよく聞きます。

これは企業の考え方だけでいいんですけれども、麻生副総理ですら企業の留保金にも課税できたらなって話をした経過があるんです。

これ1%課税するだけで5兆円出てくるんですよ。

だから税金を集めて、税金をどう使うというのが政治ですから、私は10月はまだ時期尚早だというふうに思いますので、私はこれも請願を採択すべきだというふうに思います。

○立崎聡一委員長 皆さんから種々御意見が出ました。

その中で、意見の一致を見なかったため、閉会中の継続審査と…。

○松浦敏司委員 意見が一致していないのはわかります。

ただ今、澤谷委員のほうから10月以降であればいいような話をしていますけれども、それはちょっと誤解で、この請願者はとりあえずこの10月に上げるのはもうやめてくださいという、そういう意味でこの請願は書かれているということ。

それから今、山田委員から内部留保の問題がありました。450兆以上あると。

実はこれはなぜそれだけたまったかと言えば、労働者の賃金を割いているのと、消費税が上がるたびに実は法人税下げているんですね。

だから今、実質大企業は平均すると、法人税10%ですよ。ところが中小企業は18%納めています。

だから、ここをせめて中小企業並み18%以上を納めれば、それだけで4兆円出ると。

それから、富裕層と言われてる大資産家の人たちは、株で大もうけをしていると。

これでも実は税金を優遇してるんですね。

これをもとの最高税率30%するだけで3兆円と、こんなふうに国民に負担をしなくとも、当たり前のもうけに応じた負担をしていただければ、7兆円という税収が上がるということからすれば、これは消費税に何も頼らなくても、国民に負担をかけなくて

も、十分に国の財政は成り立つんだということなんです。

だからそういう意味で、ぜひ網走の経済を見ると、全く良くなっていないというのは実感ですよ。

確かに東京を中心としている都市部では、それはアベノミクスで利益が上がっていますけれども、しかし地方においては、ほとんどアベノミクスによる潤いというのは全くないというふうに言われていますから、そういう意味でも、この消費税での10月からの10%はやはり上げるべきでないということ、もう一度意見を述べさせていただきたいということで発言しました。

以上です。

○立崎聡一委員長 議員間討論をいたします。

○栗田政男委員 内部留保の御意見、私は全くそれじゃ納得できないし、企業が内部留保って、一部すごい金額を大きな会社でためてるところはあるんでしょうけど、それに課税するなんていうのはとんでもない話で、その会社の内部留保がイコール信用なんですよ。それが担保にならなかったら金借りられないんですよ。

だからそういう常識的なことを、そこに課税をしましょうとか一部金持ちの財布の中に手を突っ込んで少しむしり取ってやれみたいな感覚っていうのは、全く僕は理解できないし、一生懸命人の何十倍も何千倍も働いて一生懸命稼いだお金で、過大な税金を払ってもらって、累進ですから日本の税制度は。とんでもない税金を払って社会貢献をしていたらいる人たちの、なおかつ財布の中に手を突っ込んでそれをむしり取ってやれみたいな感覚っていうのは私はもう到底納得できないし、その議論をさせていただくと消費税云々という話にはならなくなるので、その辺ちょっと考え方を、いろんな状況があるし、企業というのは全然こういう公的なものじゃないので、やはり自分たちで稼いだお金を内部留保しているんで、その辺を御理解いただかないと話進まなくなります、申しわけないですが。

○松浦敏司委員 誤解があるんだと思うんですね。

内部留保というのは、確かに一定の内部留保は必要ですよ。

しかし、今、先ほど言った450兆の中の多くは、実は労働者の賃金を抑えたまま賃上げを十分しない中、あるいは法人税率を下げ、本来30%、昔は70%ぐらいありましたが、今は30%です。

しかし、先ほど言ったように平均すると今、消費

税が上がるたびに下げていって、事実上は今10%なんです。だから先ほど言ったように、力があるんだからせめて中小企業並みに納めてくださいと。

別に財布に手をつ突っ込むのではなくて、当たり前の利益に応じた累進課税で納めてくださいというのが私の言った意味です。

だから、別に財布に手をつ突っ込むなんていうことはさらさらありません。

○立崎聡一委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、種々御議論ありましたが、意見の一致を見なかったため、閉会中継続審査と報告するということに決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○立崎聡一委員長 それでは、請願第2号に移りたいと思います。

2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書提出についての請願をお諮りしたいと思います。

○川原田英世委員 毎回、出ているものでありますけれども、最低賃金これをしっかりと引き上げていくということ、これはやはり基礎だというふうに私は思っています。

そして、よくいつも議論になるんですけれども、それに対して、中小企業が一律に引き上げて苦勞することに対してどう思うんだという議論もありますけれども、それに対しての部分は3番目の項に書いてあります。

ということで、これはやっぱり北海道としてもしっかりと向かって進んでいくんだということを確認していく上でも重要なことだというふうに思いますので、この請願は採択すべきだというふうに思います。

○立崎聡一委員長 他に。

○小田部照委員 我々の会派としてもいろいろと意見がありました。

今、川原田委員から言われましたように、最低賃金の引き上げというのは必要であり、また、経営者側にも配慮した施策も必要だということで記の3番の「中小企業に対する支援の充実と安定した経営を」というところを注視した上で、採択したいと思います。

○立崎聡一委員長 他に。

○澤谷淳子委員 私の会派も、時給1,000円というのは本当に私たちも切望しているところで、採択し

たいと思います。

○立崎聡一委員長 他に。

○松浦敏司委員 やはり今の労働者の賃金というのは、少なくとも1,000円、ゆくゆくは1,500円ということで、とにかく1日8時間働いていれば食べていけるような形にしていかなければならないという点からも、この請願については採択すべきだと考えます。

○立崎聡一委員長 他に。

○栗田政男委員 この経緯として私もずっと賛成はしてきたんですが、幸か不幸か今、日本全体が人手不足で1,000円出しても人が集まらないというような、今、状況です。

これは当市も本当に苦勞してる会社経営者がいっぱいいらっしゃいます。

そういうこと考えたときに1,000円というのは、幸か不幸かこういう状況になったんで必然性を持ってきたのかなという気がします、ある政党なんかは1,500円まで持っていきたいとだめだよみたいな話をしているんで、じゃあそのときに中小企業って本当にその人件費の下敷きにならないのかということ考えたときに、なかなかそこまで行って行き過ぎてしまうと企業の存続自体ができなくなってしまうという反面もあるということを認識した上で、現在のところ、この請願というのは、北海道という特殊性も含めた中で1,000円は最低ラインになりつつあるのかなという気がしますので、採択をしていただきたいと思います。

○立崎聡一委員長 お諮りします。

請願第2号につきましては、全会一致により採択すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○立崎聡一委員長 それでは次に、請願第3号2020年度地方財政の充実強化を求める意見書提出についての請願について審査いたします。

委員の皆さんから御意見をいただきたいと思います。

○川原田英世委員 網走市議会として一地方として、地方財政の充実強化を求める意見書を提出する。これすごく当然で、出さない理由は何一つないというふうに思います。

これまでトップランナー方式の記載についていろいろ御意見がありますけれども、そもそもトップランナー方式による影響はあるということ自体がお

かしいということを記の1からずっと見ていただいて、6番にトップランナー方式のほう書いてますけれども、自治体の規模とか基礎的な部分にしっかりと沿った形で地方交付税っていうものがあるべきであって、そこに対してトップランナー方式っていうものはそぐわないというのは明確だというふうに思いますので、これもやっぱり一部事業の内容によって差異があるというのは、確かにあるとは思いますが、この今のトップランナー方式というのはちょっと行き過ぎているなということも私は思っていますので、それも含めて、これはしっかりと当然地方の自治体として出すべきものだというふうに思います。

○立崎聡一委員長 他に。

○松浦敏司委員 私もこれまでも、トップランナー方式というのは本来、地方交付税になじまないということを申し上げてきたとおり、請願全体で言っている地方財政の充実強化ということでもありますから、これまでも確か採択されてきたというふうに思うので、この請願はきわめて重要だというふうに思いますので、採択すべきだと考えます。

○立崎聡一委員長 他に。

○小田部照委員 我々の会派といたしましては、全体的な方向性としては理解しているところであります。

ただ、先ほどから、各委員おっしゃられているトップランナー方式、この6番の部分の消していただければ採択でという、会派としての総意であります。

○立崎聡一委員長 他に。

○澤谷淳子委員 公明クラブといたしましても、今の小田部議員や皆さんがおっしゃったように、私たちもこの6番のやっぱりトップランナー方式、これがやはり必要なことだというふうに理解しております、これを除けば是非採択ということだと思います。

○立崎聡一委員長 他に。

○栗田政男委員 地方自治体としては当然だと言われるとちょっと反論したくなるんですけども、この出してるところが連合ですからね。ちょっとあなた方がやることと違うなというような気もしないでもないんですが、書いている内容は当たり前のことなので、トップランナーは別にこだわらなくてもいいんじゃないかなっていう気がするんで、削除できるのであれば削除すれば通るということですから、お願

いしたいと思います。

○立崎聡一委員長 今のは、そしたら採択ということですか。

○栗田政男委員 削除するなら採択。

○立崎聡一委員長 他に。

○山田庫司郎委員 トップランナー方式の関係でこだわりがある方がいるようですが、トップランナー方式の関係でちょっと議論してもいいんですけども、トップランナー方式というのをどういう理解してるか、先にお聞きしたいところもあるんですね。

地方財政にとって、地方自治体が財政交付金、交付税をもらうのも含めてですけども、そこにトップランナー方式がなぜ国がするかということです。

要するに、端的に言うところ「あなたのところは肅正含めて、民間にどれだけ何かをやらせているんですか」それと「あそこの窓口あそこの窓口がまだ直営でやっているんですか」というそういうチェック項目があるんですね。

もう実際、自治体というのはもう絞られるだけ絞られてる部分があって、もうこれ以上トップランナー方式というのはできない状況というのが現実にあるんです。

そこもまず私は、理事者側に聞いてもらってもいいと思いますけど。

あとは例えば市民課の窓口がありますとか、どここの窓口がありますという議論はこれから出てくるのかもしれませんが、それが交付税、地方財政のチェックポイントの一つについてる国の考え方ですよ。

地方からこういうものには関係なく、地方に対し財政をちゃんと確保するべきだっていうのは、地方議会の意見でなきゃだめだと思います。

国の立場で、市議会が挙げることではないと思います。

それをまず私の考えとして言わせていただいて、トップランナー方式についてのこだわりのある委員からも、もうちょっと御意見聞きたいと思います。

○立崎聡一委員長 その辺に関して、何か御意見があれば。

〔「反論しないとだめだよ」と発言する者あり〕

〔「理由をちゃんと説明しないと…」と発言する者あり〕

○立崎聡一委員長 休憩します。

午後 1 時 39 分休憩

午後 1 時 40 分再開

○立崎聡一委員長 再開いたします。

○澤谷淳子委員 先ほどのトップランナー方式にこだわっている方もいらっしゃるというふうにおっしゃっていたんですけれども、こだわるというか、確かに国がやっていることをむしろこちら側は、積極的にそういうのをやめてくださいと言うほうが正当だというようなことだったと思いますが、やはり、国からいただく税金だからと言って何もしてない町は全然ないんですが、やっぱり努力をしながら、民間委託とかいろいろ皆やりながら今になってると思いますから、やっぱりこの方式はまだ排除というふうに廃止に向け検討することとなっているので、これはまだ、そこまで廃止に向けることはないんじゃないかということで、先ほどお答えしました。

○立崎聡一委員長 他に。

○小田部照委員 我々も今言ったように頑張ってるところのバランス的にもトップランナー方式というものが必要だと考えていますので、これがもし 6 番を削除で採択という会派の総意なので、それでは納得いかないということであれば持ち帰りで、また会派で議論してからということになると思いますけど。

○立崎聡一委員 他に。

○川原田英世委員 トップランナー方式についていろいろ議論がありました。

ここはこちらが言っていたのは地方交付税におけるトップランナー方式の導入ということで、ここに記載していることを言っていたんですけれども、ちょっと幅が変わってきちゃったような気もしましたけども、いずれにしても地方財政の充実強化を求める意見書の項目の一つですから、この方向性がぶれない限りは、内容は変わっても出すべきだというふうに思いますので、6 番目の項目、このトップランナーの記載の 6 番目そのままそっくり抜いた上で出せるものであれば、出すべきだというふうに思います。

○山田庫司郎委員 6 番を削除するしないは後でまた議論させてもらいますけども、せっかく議論の余地が出てきたので、ここでやりとりする気はありませんが、頑張ってる自治体、頑張っていない自治体の一つのチェックポイントというのはトップランナー方式のように皆さん思っていますけども、北海道は特にそうです。

交付税もらわないとやれないところは泊以外にないんですね。

そうなると、本当に財政をいかにその上手に使っていくかということは、民間委託とかいろんな形で創意工夫してやってきてるんですよ。

それが自助努力で私はいいと思うんです。みんなやっていますよ。

そこを国がこういうことをやっている、これをやったんならちょっとプラスにしてやって交付税増やしてやるかのような言い方をするから、本末転倒ですよ。

それは私どもから挙げる決意の意見書だったら、地方自治体の立場で挙げていかないと、国がこんなことに、自治体のチェックをするということはおかしいんですよ。そう思いませんか。

だから、あなたのところはこっち側のようにここをやって頑張っているから、交付税あげますけれども、あなたのところは頑張っていないから交付税減らします、そんな権限ないんですよ。

計算の算出方法からいったら交付税は出さなきゃならない仕組みになっています。そこを私は言いたいんですよ。

だから、トップランナー方式がもし皆さんが同意にならないなら 6 番を除いてでも私は意見書出すべきだと、地方財政はきちっとしなきゃだめだから。

でも、そこをちゃんと委員の皆さんにもわかってほしい。

私たちは市議会議員としての立場を理解して、国の立場じゃないから。

そこをちょっと付け加えさせてください。

○松浦敏司委員 トップランナー方式というのがここにこう集中しているんですけれども、問題は地方交付税とは一体何なんだということですよ。

地方交付税っていうのは、頑張る頑張らない関係ないんですよ。

その地方自治体の財政状況に応じて、必要なものを国が交付するものですよ。

だからそこで、頑張る頑張らないということ自体おかしい話なんです。

計算に基づいて、その自治体に合った形で、必要な不足する分については、交付税として措置する、それが基本なんですよ。

その基本を崩すのがこのトップランナーなので、問題は地方交付税とは何なんだっていうことは私は思うんで、そこが一番大事なところですよ。

○立崎聡一委員長 種々御意見が出されました。

今のお話をまとめますと、今話に出てる6番目のトップランナー方式の部分を除けば、これ全会一致になるということと…

○山田庫司郎委員 委員長、まとめて申しわけないですが、例えば、国の動きはまだありませんけれども、それぞれの自治体が努力して基金を積んでいますよね。

ここにももしかしたら手つけてくる可能性があるんですよ。

これは想定の話ですが、そのときに網走市も財政調整基金、最近いろんなものを積んでいまして、あなたのところはこれだけ基金があるから、交付税これだけ減らしてもいいですねと言われたときに、私たちは何もものを言わないのかと同じことです。基金にまで手出してこないと僕は思っていますけれども。

そういうことも含めると、トップランナー方式がいいということにはなりません。

基金にも手出していいならわかりましたってなるわけじゃないんだから。

○立崎聡一委員長 はい。よくわかりました。

ということで、個人の意見ももちろんなんですけれども、会派としてのお考えをそれぞれ皆さん持って来ていらっしゃると思いますので、ここは採択する旨であれば、全会一致ということがうたわれておりますので、6番目の項目をどうするかというのを考えたいんですが。

皆さん、6番目のトップランナー方式の部分がありますけれども、その部分を削除して、提出するということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、それでは2020年度地方財政の充実強化を求める意見書提出についての請願については、6番目の項目を外しまして、全会一致により採択すべきものとして決定してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ではそのように決定させていただきます。

○立崎聡一委員長 次に、請願第4号J R北海道の路線維持見直し策（石北本線及び釧網線）運行継続についての請願について審査いたします。

委員の皆さんの御意見をお示しいただきたいと思います。

○川原田英世委員 これも以前に出されていて、改選ということで継続審査だったものが、一度取り下げたものがまた再提出されたんだというふうに認識をしています。

また、そのときから大分状況は進んできたという認識をしています。

自治体も、協力していこうという体制も整ってきたというふうに思いますけれども、ただしかながらやっぱり、そんな端的に解決するものではないというのが一つ。

ですので、自治体の皆さんとか、J R、そして道も協力して国も協力してやっていこうという体制ができた今こそ、継続的にこの運営がしっかり成り立つようなことをこれから作っていかなくちゃいけないと。

これはやっぱりある程度、国がしっかりと先導のもと、やっていく必要もあるというふうに思いますので、ここはしっかりと両線の起点でもあります網走からしっかり出すべきだというふうに思います。

○小田部照委員 ちょっと確認しておきたいんですが、私の資料の請願書には、2番の主旨の部分で「J R北海道に対して送付されるようにお願いいたします」とあるのと、しかし、提出先には内閣総理大臣というふうになっているので、多分…

○立崎聡一委員長 休憩します。

午後1時50分休憩

午後1時01分再開

○立崎聡一委員長 再開いたします。

この請願に関しましては、休憩中に種々御議論いただきました。

それで、一度議運のほうに戻しまして、そして再度審議をしていただいて、いろんなことを含めた中で協議していただいて、もう一度提出していただくという形をとりたいと思いますが。

○栗田政男委員 開会しているんで正規に言わせてもらいけれども、それは成り立たないよということを、先ほど休憩中にお話ししたと思います。

議運に戻すということにはならないんですよ。

やはり請願者が間違っただけを出してきているんだから、それを訂正して議運にかけてるってということ自体にも大きな問題があるし、事務局がそれを操作したっていうことは非常に大きな問題があるし、そういうものも含めたときで1回請願者に戻してあげるというのが一つの手続きですから、自動的に今議会中に、会期中には審査できなくなると思うんで

す。

○立崎聡一委員長 その件なんですけども、まだいろいろちょっと調べてみないと、今現状で即答できるものがないので、その辺も含めまして一度話し合いをさせていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

休憩します。

午後 2 時 04 分休憩

午後 2 時 05 分再開

○立崎聡一委員長 再開いたします。

今、種々御意見がございましたが、いろいろお話があったんですけれども、事務局と正副委員長のほうでもう一度、お話し合いをさせていただきまして、ある一定の方向性を出したいと思います。

その辺は、こちらのほうに御一任していただけるでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように取り扱いたいと思います。

それから、先ほど請願第 3 号のところ、一部を取り除いての採択ということなので、部分採択という形になりますので、御承知おき願いたいと思います。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではここで休憩をしたいと思います。

午後 2 時 07 分休憩

午後 2 時 17 分再開

○立崎聡一委員長 再開します。

休憩中に事務局と正副委員長のほうで、いろいろ調べさせていただきましたが、請願第 4 号につきましては、後々の確認等を取るためにも、それからいろいろ課題が見つかりましたので、継続審査という形をとりたいと思います。

その上で、中身を精査していただいて、どういう形で扱うかということにつながっていくかと思うしますので、そういった形で取り扱いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、継続ということで。

○立崎聡一委員長 次に、陳情のほうに移っていききたいと思います。

陳情 5 件について審査いたしたいと思います。

まず初めに陳情第 1 号性的少数者（LGBTs）へ憲法 13 条に基づいて最大の尊重を網走市に求める陳情について審査いたします。

陳情者の佐藤正隆さんより、委員会での説明の申し出がありますので、説明の聴取についてお諮りいたします。

説明することに御異議ありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

御異議がありませんので、佐藤正隆さんからの説明を聴取することと決定いたしました。

なお、説明のお時間は 5 分以内といたします。

それでは請願・陳情者説明席にお着きください。

それでは、説明のほうをよろしく願います。

○佐藤正隆氏 本日は、昨年 6 月議会、9 月議会、12 月議会に続きまして、趣旨説明の機会をいただきましたことを感謝申し上げます。

我が国では、2004 年、平成 16 年から性的指向に加え、性自認による差別禁止を明記するに至りました。

LGBTs の問題は、我が国は人権の問題なのです。

しかしながら、我が国の主制度は LGBTs の方が存在しないという前提でものが動いております。

法律婚でなくても、異性間である内縁のパートナーは社会保障の対象になることがございますが、同性パートナーの場合は養子縁組を行わない限り、かかる公的制度、法的制度は一切ございません。

ともに住居を借りようとするときも、重篤な病になった場合の立ち会い人、亡くなったあとの葬儀の立ち会い、遺産分割に至るまで、極めて不安定な立場に置かれるのです。

昨年は公的立場にある方が、事実誤認や当事者のことを知らないと思われる言動及びそのことを擁護する言動や SNS への記載により、声を上げられず傷つく当事者の声を聞きました。

私は、平成 23 年より北海道初の LGBTs 法務対応行政書士として活動しており、一昨年の 7 月に自身が LGBTs 当事者、私は両性愛者であることを自身に関する全ての媒体に公表いたしました。

残念ながら最近、網走市においても LGBTs 当事者から不本意に自分のことを明かさなければならなくなったという相談が私のもとに寄せられております。

LGBTs のために、網走市に対して求める根拠条文として憲法 13 条を上げているのは、性的指向や性自認にかかわることは、基本的人権で、その幸福追求点に対して最大の尊重することは、国、地方に

かわらずどの機関でもできることなのです。

パートナーシップ制度などが、アウトティングの強制にならないかという懸念が他の実施している自治体においても、当事者を含め懸念があることは十分に承知しております。

それゆえ、第1回陳情から第3回の陳情に関しては、制度の細かいことまで要求したということはそのことにあります。

今回は、制度設計については陳情から外しました。

以前までの中で、趣旨は理解できるが理解不足であるとか、現行家族制度に影響を及ぼすという理由で継続審議になっております。

この点につきましても、私たちが一番困るのは、理解不足を消極的な理由にしてほしくないということでございます。

差別がある理解が足りないからこそ、網走市民に一番近い政府である網走市が、網走市民に最も近い行政区の長である網走市長が、網走市民に最も近い立法府であり、最も身近な代表者が集まる網走市議会が手を積極的に差し伸べるべき理由になっても、消極的になることを理由にすることはないと私は思います。

さらに、現行の家族制度に重大な事由があるという懸念。

これ実は、賛成してる自治体等でもこういう意見がございます。

ただし、性的指向や性自認というのは、自分の意思で、これだこれだって選択できるものではないのです。

生まれつきのものなので選択はできません。

ですから、仮に網走市でパートナーシップ制度が導入されたとしても、これまでの異性婚を基本とする家族制度に重大な影響を及ぼしたり、現行の家族制度が破壊するということはございません。

この制度を使いたいと思う人達により家族を形成できる幸せを感じる人が増えるだけで、他に何ら問題がないと私は考えております。

最後に、地方創生、地方の時代と言われて久しいです。

しかし、これまでも網走市で何度か、LGBTsに関する質問が網走市が挙げられていますが、残念ながら当事者の目から見ると、まだ道半ばというよりも、まだ何ら答えをいただいていない状況にございます。

網走市に暮らす声を上げられない1,000人以上の当事者の皆さんためにも、いち早く御採択を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

なお、御質問等がございましたら、この場において可能な限りお答えしたく存じます。

御清聴ありがとうございました。

○立崎聡一委員 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御意見をお示ししていただきたいと思います。

○川原田英世委員 今ほど、陳情者のほうから話があったとおりでというふうに思います。

まず、ここに記されている市民に発信を行うことと必要な調査を行うこと、ここを通してこれからしっかりと詰めていかなきゃならないものと思いますので、これはしっかり通していくべきだと、上げていくべきだというふうに思います。

○立崎聡一委員長 他に。

○松浦敏司委員 過去にも私ども、LGBTsの陳情に対して賛同してまいりました。

言っていることはもっともだし、今まさに世界的にも国内的にも、やっとうこういう形になってきているというふうに、しかし現実にはなかなか差別的な状況があると。

今、陳情者から言われましたように、さまざまな形で、婚姻のあり方ということが歴史的なことを言われていましたけれども、そういう意味でも、この陳情について私たちは賛同したい、採択すべきだというふうに考えます。

○立崎聡一委員長 他に。

○石垣直樹委員 丁寧な御説明ありがとうございました。

当会派としましては、1については最大限応援したいと思っています。

しかしながら2については、こちらのほうを削除していただいて、陳情全体の採択にしたいというふうに考えております。

○立崎聡一委員長 他に。

○栗田政男委員 この問題、私も一昨年一般質問でやらせていただきました。

いち早く、やはり当市としても、この問題については対応するべきだという趣旨の発言をさせていただきました。

時代の変化でもあろうかと思いますが、実は、声なき抗議の声がやっと少し認められるような世の中の空気を感じる現在です。

それはやはりそれだけ我々社会が成熟した証ではないかなというふうに思います。

そういう中で、こういうことは必要なものとして、できることってすぐできるものがいっぱいあると思うんですね。

それはやっぱりスピード感を持って行政が対応していかないと、このことについてはなかなか先に進んでいけないのかなと思いますし、やはり全ての人が、同等の権利、平等の権利を持って暮らせる豊かな社会の実現のためにぜひとも採択、私は全面をもって採択をしていただきたいと思います。

○立崎聡一委員長 他に。

○澤谷淳子委員 こちらの会派も採択でお願いいたします。

2に書かれているとおり、認証制度について検討して必要な調査を行うというふうに書かれておりますので、その後のパートナーの方同士だけではなく、その後の付随する問題も含めてぜひ検討してやっていただきたいと思いますので、採択でお願いいたします。

○立崎聡一委員 種々御意見が出ました。

石垣委員のほうから、部分採択というお話がございました。

その辺については、議員間討論で進めていきたいと思っています。

○山田庫司郎委員 これについては先ほど佐藤さんから言われたように何回も提出いただきました。

その間議論しながら、私どもある程度賛成の方向できましたけれども、先ほど言われたようにいろいろ精査する中で、最終的な判断でこれ出てきたかなというふうに僕は思っています。

そういう意味で、先ほど石垣委員から2番目という話がちょっとありましたけれども、澤谷委員からあったようにパートナーシップ認証制度について検討し、それに必要な調査を行ってくれと、まずここから始まるということですから、認証制度を実施しなさいとまでここでは言っていない。

そういう意味では、この2番がなくなるということは、私はやっぱり目標を失うと思いますから、ここはぜひ議員のほうで、先ほどと同じように会派で決めてきたんで、持ち帰らないと結論が出せないということではなくて、ここでやっぱり委員もいらっしゃるし、委員長もそうですし、結論が出るんなら、ぜひ私は採択をしていくべきかなというふうにちょっと思います。

○石垣直樹委員 ありがとうございます。

2番の部分の、やはり「検討し、」という文言の部分、ここがこのパートナーシップ認証制度について促す形になる恐れがあるというところで、やはり2番のほうは削除すべきというふうに考えております。

○立崎聡一委員長 他に。

○山田庫司郎委員 パートナーシップ認証制度がいけないと。これは、この制度がだめなんだという前提の話ですか。

そこをまずお聞きしたいんですが。

○石垣直樹委員 ありがとうございます。

だめとは一言も言っておりません。

私たちとしましては、国の動向をもう少し伺うべきかというふうに考えております。

まだ時期尚早、そしてやるべきことは市民に発信を行うこと、1番に書かれていることであると考えております。

○栗田政男委員 よくそういう発議もあったように記憶していますが、まず大きな間違いは、国がまず考えて、国の動きを見てから私たちは考えなくちゃいけない。

少なくとも今の時代これだけ地方分権、地方が中心で国に対してどんどん発議していくという時代の中で、国が決めないから私たちはまだ動かないなんていう議論をしている自体がとんでもない話です。全くそれはナンセンスですし、この2番の部分のパートナーシップ認証制度を検討して初めてこのことが動いていく話ですし、ホームページでただそういうものを発信しただけでは先に進む話にはならないということを含めた中で一番この2の部分の部分が大事なんですね。

これに対しては、ほとんどリスクは僕はないと思っています。網走市民も含めて。

それを進める、進めないっていうのはどういう観点で僕言ってるのかわかんないんですけど、そういう人たちを認めてあげること自体に対して、会派の意見だっていう言い方をしているんで、おたくの会派は、そういうこれに対してはまだまだ認められないということを言っているんですか。

○石垣直樹委員 L G B Tの方々を認めないとは一言も言っておりません。

ただ、このパートナーシップ認証制度について、時期尚早、国の動向を伺うべきというふうに考えております。

○栗田政男委員 だからその部分が国が動かないから私たちは動けないというふうに僕は捉えてしまうんだけど、こういうことに関しての認知を当然していますし、そういうものも理解はすると。

ただし、その制度検討に入っていくっていう一歩進むことに対して、まだ早いと時期尚早だよっていうことを言ってるんでしょうか。

○石垣直樹委員 はい、そのとおりでございます。

○栗田政男委員 そこはやっぱりよく検討していただく必要がありますし、スピード感を持って進めないとこの案件は、前期の議会で非常に大もめにもめた部分であります。

それでかなりの時間を費やして、やっときょうこの場に出てるっていう過去の経緯もあります。

それは新しい議員さんはわかんないでしょうけれども、そういう紆余曲折の中でやっとうこういう形で網走市も一歩先に進もうということで、当然、他の自治体のことも調べてらっしゃる上でそういう発議をされてると思うんですが、大きな間違いは国が先にやるから私たちは動かないと、国の動向を見ながら進めるというものの考え方自体が、もう時代遅れも甚だしいし、そういう議論をしていても先へ進めないということは、それを理解していただきたいと思います。

○小田部照委員 私は前期、一人会派のときに、実は人権的に私個人的に、これについて賛成しておりました。

その思いで、会派でいろいろ種々協議議論させていただいた経過があります。

その中で、先ほど石垣委員のほうから言われましたように、記の1については当然のこと、網走市民についての理解の啓発を促すということは、とても大変な重要なことだということで会派全員一致しております。

記の2番に対して、今、いろいろと議論ありますが、これについては会派として、今後、他の自治体の動きなどを見ながら、会派としても研究調査させていただきたいという範囲で、御理解いただきたいと思っております。

ですから継続審査でお願いしたいところなんですけど、2を削除というところでしたら、会派は全会一致で採択できるという方向です。

○山田庫司郎委員 今、小田部君からも聞きまして、会派は前向きなんだなというふうにちょっと思っています。

会派でも調査研究していきたいと。

それなら理事者でも調査研究ちゃんとして検討課題にしてもらって会派は会派で勉強する、議員は議員で勉強してきましょう。

そういうふうになっていかないと2番はいりませんということに僕はならないと思います。

こういう方たちがいますと発信する。

それで終わっていいのかなと思います。

そして、理事者側も大変になるかもしれません。

ただ、やっぱりパートナー認証制度というのがどういうもので、これをやるとしたらどうなっていくのか、ほかの市はどうなっているんだろう、ほかの町はどういう状況、全部それは調査研究の中に入ってくると思います。

やっぱりその方向持ちながらやっていく中で、課題が出てくる場合はどうなるかそれはわかりませんよ。

でも、重たいのかもしれませんが、ここが2番が抜けるということは、私は大きな課題の損失だと思いますから、小田部委員、石垣委員も含めて1、2をトータルで考える中での採択をぜひ理解してもらえばと思います。

○立崎聡一委員長 休憩します。

午後2時37分休憩

午後2時46分再開

○立崎聡一委員長 再開いたします。

陳情第1号につきましては、意見の一致を見ないので継続としたいんですが、今議会中に、もう一度集まっていただいとお話をしたいと思いますが、それで御了承いただだけませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、そのようにしたいと思います。

○立崎聡一委員長 次に、陳情第2号辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情についてと、陳情第3号辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき、公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情について審査したいと思います。

この二つの陳情につきましては、陳情者は異なりますが内容が同じですので、一括して審査を行いたいと思います。

委員の皆さんの御意見をお示しいただきたいと思っています。

○小田部照委員 この件に関してましては、我々会派としては、国の安全保障にかかわる案件ということで国の動向を見守りたいという意味で、継続審査としていただきたいと思います。

○立崎聡一委員長 他に。

○川原田英世委員 長いタイトルであれですけども、まず、辺野古の新基地建設の即時中止という一つ目の部分。

これは私どもとしても、ここはすぐに求めていく必要があるというふうに考えています。

その理由が、この後に書いている部分にまさにあるんだというふうに思います。

普天間基地の危険性については、これは言うまでもないというふうに思っていますが、そのあとの部分、「国民的議論により民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべき」ということで、辺野古の新基地移設に関しても、これまでの沖縄に基地の依存度が高いという部分に関しても、民主主義のプロセスの中で、しっかりと民意を受けた形にはなっていないということ。

これは、まず最大の問題なのであって、なので、この後に公正に解決すべきだという言葉がついてくるということで、常識的に法律的に考えていけば、これはしっかりと国民の声を聞いた中で進めていってほしいという意見書ですから、採択すべきものだというふうに思います。

○立崎聡一委員 他に。

○澤谷淳子委員 私の会派といたしましては継続でお願いいたします。

やはり小田部委員が言うように安保条約に係る容でもありますし、国の動向を注視したいと思います。

現実に、沖縄にお住まいの方にとりましては、本当に大変なことで、本当に難しい問題でもあると思いますので、継続でお願いいたします。

○立崎聡一委員 他に。

○栗田政男委員 同じ文章なんですよね。

この青年司法書士協議会って本当にこの団体が決議したことには、ちょっと思えないようなものがあるがってきてるんでびっくりしているんですが。

辺野古の移設ってのはやはり危険性は、これはもう川原田委員が言ったように、当然のごとく全国民がほぼ統一の見解で移設はしなくちゃいけないと。

ここで言われてることは、県外だということだと思うんですが。

場所も県外ですから違う場所で探しなさいと。

沖縄でない場所探しなさいということなんですが、じゃあ沖縄に基地をなくしていくっていう方向性が出てくるといったときに沖縄の経済大変だな、成り立たなくなっちゃうな、なんていう心配もしないではないというわけですよ。

キャンプ・シュワブ、今建設も進んでいます。

1年に1回ぐらい進捗状況も含めて私も見させていただいてまして、あそこはベストだとは言いませんが、辺野古から見ると人口集積はかなり少ないですし、名護までの間にかかなり山脈コース隔ててますので、そういう意味からするとその場所でも今のところですね、一時的には仕方ないのかなというのと、この基地問題の議論というのはやはり沖縄県民がどう考えてるかが1番大切だと思います。

今は基地負担という言い方で、その応分の負担を交付金でいろいろと処置しているのが今現状なんです。沖縄は今、産業としては観光産業しかないわけですから、そうなったときにやはり国の交付金なしでは、成り立たないのかなという気も現実としてあるし、報道ではやはりおもしろおかしくやられちゃうんで、一部しか取り上げられませんが、大方の県民は基地は何だかんだ言っても必要だという認識を持てるように私は感じてます。

そういう意味からもこれに関してはちょっとその辺野古はオーケーなんです。県外に持ってけっていうのはちょっと今のところ賛成できないので、私は反対します。

○松浦敏司委員 継続を述べた議員も日米安保条約の関係で、ここに沖縄基地があるというような、そういう意味では、日米安保条約がいい役割を果たしていない問題があるんだというような認識もあるんだというふうに私は受けとめました。

ただ、沖縄の基地がどうやってできたのかといえ、沖縄県民がアメリカ米軍と日本政府と話し合っ、あるいは沖縄県民と話し合った結果、基地が作られたのかって言えばそれは全く違う。

戦後どさくさに紛れて米軍が一方的に、銃剣を持って県民をその土地から退去させて無理やり基地をつくったというのが歴史です。

栗田委員から多くの県民は基地があるべきだというようなお話ありましたが、しかしこの間の沖縄の国会議員選挙あるいは知事選挙のさまざまな選挙

で明らかに、辺野古の問題が争点となって、全ての選挙で、いわゆるオール沖縄の人たちが圧倒的勝利しているということからも、県民の意思は基地があるべきだというふうに思っていない。こういう結果が選挙にあらわれているというふうに思います。

いずれにしてもこの請願にありますように、大変な思い、暮らさざるを得ない状況になっているという点で、普天間基地の県外、そして国外というふうに言ってるのは当然のことだというふうに思いますし、ましてや辺野古の新基地は明らかに県民がだめだと言っているのに、政府が一方的にそれを無視して、工事を続けてるということであって、決して法治国家として許されるべきでないというふうに思いますので、この陳情についてはぜひ採択すべきだと考えます。

○立崎聡一委員長 種々御議論いただきまして、意見の一致を見なかったということで、閉会中継続審査をすることを報告することに決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

○立崎聡一委員長 続いて、陳情第4号米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情についての審査をいたします。

○小田部照委員 これに関しても我々の会派といたしましては、国の安全保障にかかわる問題ということで、国の動向を注視したいという意味で、継続させていただきたいと思います。

○立崎聡一委員長 他に。

○川原田英世委員 これについて先ほどとの関連でありますけれども、これについては2番のほうで現在唯一示され実行されているのが「辺野古先キャンプ・シュワープへの移転・統合を推進すること」って書いてますけれども、先ほど意見言わしていただいたとおり、それに反対しておりますので、これは出すべきでないと。

○立崎聡一委員長 他に。

○松浦敏司委員 私もこの記で、今、川原田委員言われたように「辺野古先キャンプ・シュワープへの移転・統合を推進する」ということでありますので、これは沖縄の、先ほど私も言いましたけれども沖縄の県民の今の意思とは反する中身だというふうに思いますので、これには反対せざるを得ません。

○立崎聡一委員長 他に。

○栗田政男委員 私はこれは賛成なんだよね。

宜野湾市の方、普天間飛行場の移設というのはやっぱり長年の夢だったと思うんですね。

普天間の状況を見てオスプレイもかなりの数配備されていますし、騒音やいろんなことを考えたときに、この地域の人たちにとってはもう本当に夢だったのかなっていう気がしてなりません。

そういうことを考えたときに、この人たちの一つの考え方としてキャンプ・シュワープのほうに移転されるのはそっちの住民の方々は甚だ申しわけないけれども、私たちはぜひとも早い時期に早期にやってほしいということ。

先ほどの議論にもありましたけれども、県外に出せと言うんならどこに出さなくちゃいけないか、やっぱりそういうこともきっちり話し合いをしなければならいし、とりあえず県外だ県外だと、どこの場所を設定しないでそういう話、議論にはならないでしょうし、日本の今の防衛力を考えたときにアメリカの力を借りて今防衛をしているという現状がありますから、それを考えたときにいろいろ問題もありますし、一つのハブ的な役割をしている沖縄っていうのは、防衛上も外せないのかなっていう気がしてなりませんけれども、そういうことは置いて、そこに住んでる人たちをやはり1日も早い解決をして、飛行場がなくなって欲しいなっていうことを考えているのもあるでしょうし、今予定されているのはキャンプの移設が決まった段階に大型ショッピングタウンで誘致だとかいろんな観光の目玉にしようなんていういろいろ話も出ていますから、そういうことを考えると、地元の人の切実な思いということで僕は採択をしたいと思います。

○立崎聡一委員長 他に。

○澤谷淳子委員 こちらも先ほどと同じように継続でお願いいたします。

○立崎聡一委員長 皆さんからいろいろ御意見をいただきました。

その中で意見の一致を見なかったため、閉会中継続審査とすることを報告することに決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

はい、そのように決定いたしました。

○立崎聡一委員長 陳情第5号国連各委員会の「沖縄県民を先住民族と認めて保護すべき」との勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情につい

て、審査いたします。

委員の皆さんの御意見をお示しいただきたいと思
います。

○川原田英世委員 国連の各委員会からのとい
うことですが、「沖縄県民を先住民族と認めて保
護すべき」、この一つの国連の委員会の勧告とい
うのはある一定の議論を得たということは理解をし
ます。

ただ沖縄県民と一つにくくっていいのか、琉球民
族を含めて、県民という言い方もそもそもしていい
ものなのか。

北海道なんかも北海道民はって言われてもアイヌ
の方がいるということもあったり、その他に和人が
いたりとか、道民として先住民族という言い方を国
連は絶対しないわけで、この言い方はまずそもそも
おかしいなというのは一つあります。

その中で、このように一方的に国連や他者が地域
の人たちを、こういう人たちだからこうだと決める
のではなくて、やっぱりそこに住んでいる人たちの
民意をもって、こういったことはしっかり決めてい
くということが必要であって、それを考えていく
と、この北海道から沖縄に住んでいる沖縄の人たち
のことを、こうだあだと言うことではなくて、や
っぱり地域の中で議論があって、地域の民主主義の
中で進められていくことだというふうに思いますの
で、こちらから何か言う必要はないというふうに思
いますので、継続にすべきだというふうに思いま
す。

○立崎聡一委員長 他に。

○松浦敏司委員 陳情を読みますと、何か非常に殊
さらに先住民族を強調して対立と分断を持ち込もう
としているんだなというようなことを、私は読んで
感じました。

ただここで言ってる国連の勧告というのはちょっ
と、この陳情者が言ってるのと私は受け止め方が違
っておりまして、国連の勧告は米軍基地の沖縄集中
を差別の根拠としてあげている。

沖縄の人々の権利を保障するように求めている
と。

これが、国連での勧告なわけです。

だから相当この陳情者の言ってることが違うんで
すね。

そういう意味でも、私は、この陳情については不
採択というふうに考えます。

○立崎聡一委員長 他に。

○小田部照委員 我々の会派としましても、この内
容についてはちょっと今後理解を深めていきたいと
いう意味で、継続すべきだと思います。

○立崎聡一委員長 他に。

○栗田政男委員 かなり沖縄通なんですけど、この
問題はあんまり認識していなかったんですね。

本当に勉強不足で申しわけないんですが、沖縄
人、琉球民族、確かに、そういう歴史観はあったよ
うにも聞こえてはいますけれども、殊さら今の時代
にそういうものが本当に必要性があるのかなって
いう気もしてなりません。

国連がそのことについて、日本の、どっちかとい
うとアイデンティティにひっかかるような大切な部
分を、どうのこうのと国連といえどもを言うべきこ
とではないですし、アイヌ民族の国連憲章ってのあ
りますよね。あれについては確かに国連憲章重たい
ものがあつたんですけれども、あれとはちょっとニュ
アンスが違って、ちょっとまだまだ検討もしなく
ちゃいけないし、我々北海道にいて、まだまだ
勉強不足かと思いますので、継続にしてい
いものは、そういう研究課題ということで、糸満市も友好
都市ですから、そういう意味では研究していき
たいなというふうに思ってます。

継続でお願いします。

○立崎聡一委員長 他に。

○澤谷淳子委員 私たちも継続でお願いいたしま
す。

○立崎聡一委員長 それでは、陳情第5号につ
きましては、意見の一致を見なかったため、閉会中継続
審査とすることを報告することに決定したいと思
います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定されました。

ここで、意見書案を配付いたしますので、暫時休
憩いたします。

午後3時04分休憩

午後3時07分再開

○立崎聡一委員長 再開いたします。

意見書案の内容を確認していただきたいと思
います。

確認していただいたようなので、請願第2号2019
年度北海道最低賃金改正等に関する意見書提出につ
いての請願、請願第3号2020年度地方財政の充実・
強化を求める意見書提出についての請願について
は、委員長名により委員会として意見書案を本会議

に上程し、意見書の提出先は、地方自治法第99条の規定に基づき、国及び関係行政庁に提出することに決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定したいと思います。

全体通して、委員のほうから何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

理事者側より何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ここで理事者退室のため休憩いたします。

午後 3 時08分休憩

午後 3 時09分再開

○立崎聡一委員長 再開いたします。

次に作況調査について協議したいと思います。

今年度の作況調査の実施について協議願います。

まず最初に、作況調査を実施するか否かを協議していただきたいと思います。

○栗田政男委員 個人的には隔年ぐらいのほうがいいんですが、そういう話にもならないのでしょうかからやるべきだと思います。

○立崎聡一委員長 ただいま栗田委員のほうからそういうお話がありましたが、他の委員から何か御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、ことしも実施するという方向でよろしかったでしょうか。

〔「よろしいです」と呼ぶ者あり〕

それでは実施予定日を協議願います。

例年、8月上旬に実施しておりますが、ことしは麦の取水も早く、平年より10日ぐらいは早いのではないかという農協のほうからのお話もございました。

時期的にさくらんぼが終わりかけということもありまして、ことしは農作物の生育を見ながら、例年と比べて早いということで7月中旬ぐらいがベストかなというふうに思います。

相手方もあることなので、7月中旬頃で日程調整をしたいと思いますがいかがでしょうか。

もっと具体的に言うと、中旬よりちょっと遅めのほうなんです。

選挙で忙しいのはわかるんですけども、こちら側としては18か19でお願いできないかなっていうのが、今の刈り取りの関係もあるんですけども、作物の生育状況を見てっていうのもあります。

〔「しょうがないんじゃない」と発言する者あり〕
よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、その辺でちょっと調整させていただきたいなと思います。

相手方もあるんで、18から19で調整させていただきます。

それから、委員外議員の参加を認めるか否かについても御協議願いたいんですが。

○栗田政男委員 最近の傾向としては皆連れてくことになってるでしょ。

○立崎聡一委員長 そうですね。

○栗田政男委員 僕は必要ないと思います。

所管委員会だけで固まって行ったほうがより強いもんになるんだけど。

そうは言っても、新人の方々もそれぞれ振り分けをしているんで、ぜひとも網走のそういう作況ですから農業の実態を早いうちに勉強してもらうつもりでお声かけをして、強制ではないですが参加していただければ。

16人しかいないので、十分バスには乗れると思います。

○立崎聡一委員長 今、そのような御意見が出ましたので、委員外議員にもお声かけをして、参加するか否かは本人の自由ということなんですけれども、お声かけはするという方向で進めたいと思います。

続きまして行政視察についてなんですけど、今年度も行政視察を実施するか否かを決定していただきたいと思います。

○栗田政男委員 時流からいうとやめるべきなんだろうが、学ぶことも多いし、課題もたくさん山積していますんで、ぜひとも実施していただきたいというふうに思います。

○立崎聡一委員長 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

実施するというのでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

実施するとした場合に、日程、視察項目、視察先など協議を願いたいんですが、改選期は毎回10月に実施しております。

今回も10月になろうかとは思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

〔「いいと思います」と発言する者あり〕

そうしたら、行政視察につきましては、日程のほうは相手先もあることなので、視察項目、視察先な

ど、どこかこれを視察してみたいなど意見があればそれは受け付けます。

ちょっと休憩します。

午後 3 時15分休憩

午後 3 時18分再開

○立崎聡一委員長 再開します。

行政視察についてなんですけれども、休憩中にいろいろお話ししたとおり、最終日の27日議会終了後にもう一度委員会を開きまして、視察先、それから視察項目、その他もろもろをこちらのほうに27日までに頂戴したいなと思います。

たくさん出てくるかどうかちょっとわからないんですけれども、そのあとはいろいろと正副のほうでいろいろ検討させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、全体を通して各委員から何かございませんか。

〔「ないです」と発言する者あり〕

それでは、これで総務経済委員会を終了いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 3 時19分閉会
